

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会
(令和3年度第5回)

令和4年3月14日(月)
書 面 開 催

[議 題]

- ・ 構成団体より報告
- ・ 運用開始に向けた課題等について

[資 料 一 覧]

- 資料1 第4回検討会への意見・回答(事務局)
- 資料2 銀行界における地方税統一 QR コードへの対応状況について(全国銀行協会)
- 資料3 信用金庫業界における地方税統一 QR コードに係る検討・対応状況について
(全国信用金庫協会)
- 資料4 信用組合業界における地方税統一 QR コードに係る対応状況について
(全国信用組合中央協会)
- 資料5 地方税統一 QR コードへの対応について(全国労働金庫協会・労働金庫連合会)
- 資料6-1 JAバンクにおける地方税統一 QR コード対応状況について(農林中央金庫)
- 資料6-2 JF マリンバンクにおける地方税統一 QR コード対応状況について(農林中央金庫)
- 資料7-1 地方税統一 QR コード導入に向けた取組み等(ゆうちょ銀行)
- 資料7-2 地方税統一 QR コード納付書の作成基準(地方税共同機構・ゆうちょ銀行)
- 資料7-3 地方税統一 QR コード納付書の様式審査申請手順(ゆうちょ銀行)
- 資料7-4 QR 様式作成基準・審査申請手順に関する Q&A(地方税共同機構・ゆうちょ銀行)
- 資料8-1 MPN における検討状況について(MPN 推進協議会・運営機構)
- 資料8-2 レコードフォーマットに関する QA(MPN 推進協議会・運営機構)
- 資料8-3 eLTAX との連動試験について(MPN 推進協議会・運営機構)
- 資料9 「地方税統一 QR コード」に関するご報告(日本代理収納サービス協会)
- 資料10 納付書の記載方法等に関する検討状況・一括伝送事前取決め事項(地方税共同機構)
- 資料11 地方税統一 QR コードに関する協議会の対応について(キャッシュレス推進協議会)
- 資料12 運用開始に向けた課題等について(事務局)

番号		区分	意見	回答
QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い				
1	金融機関		地方税統一QRコードで収納した済通知書と原符を一緒に現物保管する予定であるが、原符は数日間程度の保管期間終了後は廃棄しても良いか。	【事務局】地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納を金融機関窓口で行った場合、中間取りまとめP2「(1) QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い（考え方）」により納入済通知書を保管いただく必要があります。原符の取扱いについては、各金融機関において判断いただいで構いません。
2	金融機関		eLTAX経由で収納した窓口収納分の納入済通知書は、会計管理者による指定金融機関等の検査または監査（地方自治法施行令第168条の4第1項）の対象となるか。	【事務局】各地方団体が地方税共同機構に収納事務を行わせ、地方税共同機構がその事務の一部を金融機関に委託する仕組みを活用することから、各地方団体は地方税共同機構に、地方税共同機構は金融機関に事務の適正な執行を求めることになると考えます。
「支払期限」経過後の取扱い				
3	地方団体		「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ 令和4年1月」の4頁の上から2番目の○書きでは、「地方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。」とあり、また、4番目の○書きでは、「○地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。」とあります。	【事務局】地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納の場合は、すべての金融機関においてすべての地方団体の納付書が収納可能となることから、ご認識のとおりのお取扱いとしております。御理解をいただいただけますと幸いです。なお、指定金融機関等の契約により、今後も従来の取扱いを継続することは差し支えありません。
4	金融機関		「金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合（一定期間経過後の納付書を想定）には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問い合わせを行う」とあるが、一定期間の目安があればご教示いただきたい。	【事務局】前段については、例えば、納付書発行後10数年経過しており、地方団体において伝送データからは課税案件の特定が困難であるような場合を想定しております。
5	金融機関		(2)「支払期限」経過後の取扱い（考え方） 「地方団体は金融機関に対し問合せを行う」とありますが、この問い合わせ先は、今後、金融機関に照会があるとの理解でよろしいでしょうか。 当行は受持ちエリアを所管する貯金事務センター（全国11か所）を問い合わせ先として届け出したいと考えています。また、調査時に問い合わせ先に通知いただく情報を整理していただきますようお願いいたします。（地方団体名（地方公共団体コード）、収納日、金額、税目、案件特定キー、チャネル区分（窓口、スマホ収納）等）	後段については、中間取りまとめP4「(2)「支払期限」経過後の取扱い（考え方）」において、「金融機関は、P2により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答する」こととしております。 【地方税共同機構】 関係機関とも協議のうえ、金融機関及び地方団体の問合せ先を一覧化し、ホームページ等で情報共有させていただくと検討させていただきます。 なお、令和4年度中においては、金融機関及び地方団体間で納付書の読取テスト等に係る問合せが発生することも想定されることから、ご質問の支払期限経過後の納付書に係る問合せ等と併せて連絡先の確認をさせていただきます。令和4年度の第1四半期を目途にホームページ等での情報共有を行う予定です。
QRコード破損等による読取エラー時の処理方法				
6	金融機関		資料1 項番5 回答に「金融機関窓口における収納受付前の運用については、各金融機関において判断」との記述があるが、「収納受付前の運用」とは具体的に何を意味しているのか。	【事務局】「金融機関窓口において収納を受け付けるか否かなど収納受付前の運用」としては、金融機関窓口においてQRコード付き納付書をもとに収納を受け付ける前の事務全般を意図しています。

番号	区分	意見	回答
7	地方 団体	資料1 項番6,7 QRコードの読取が出来なかった場合の納付書と資金の取次について、納税者・地方公共団体の双方に、取次手数料は別個では発生しないという認識でよいか。 負担の有無や金額については、全銀協として統一しておいて頂けないか。（発生する都度、個別に金融機関と地方公共団体で調整するのは煩雑であるし、不公平を招きうる。）	【全銀協】 QRコードの読取ができなかった場合の納付書と資金の取次に関しては、従来の方法およびルート、すなわち既存の指定金制度の枠組みで対応されるものと理解しております。 「取次」に関しては、指定契約のない金融機関が納付を受付けた際に、指定契約のある指定金等に納付書・資金を「取次ぐ」ものと承知しており、各金融機関が顧客サービスとして対応されているものであることから、その手数料や対応方法については各金融機関が独自に定めるべきものであるところ、業界団体である全銀協として統一する立場にはなく、回答は差し控させていただきますたく存じます。 なお、上記前提であるところ、実態としては、取次手数料は別個で発生する場合も想定され、負担の有無や金額は各金融機関で区々となる場合もあり得るものと理解しております。
8	金融 機関	資料1 項番6,7,33 統一QRコードの読取りエラー時において、「取次ぎ」により、納付書と受付資金を受付銀行と指定金間で授受する場合、当該納付書は印紙税の課税文書（領収証書）となるとの理解でよいか。 この場合、明らかに納税者側に帰責事由があると思われる破損（納付書の破れ、欠損、インク類による汚れ等）のときは、納税者に印紙代の負担を求めてもよいか。また、印紙代の負担が断られた場合、納付書の再発行を促してもよいか。	【事務局】「取次ぎ」の場合には、地方税法に基づく特定徴収金の取納ではないことから、印紙税の取扱いを含め、従来の方法及びルートにより、納付書及び当該地方団体の徴収金を取り次ぐこととなります。
9	金融 機関	QRコード破損等による読取りエラー時の取扱いについて、＜上記以外の場合＞（指定金等以外の場合）は、事案が生じた都度、取納受付金融機関と地公体で協議のうえ、対応方法を決定するとされているが、地公体との協議（連絡）は不要とし、現行通り「取次ぎ」により指定金融機関あて送付する取扱いを許容していただきたい（後続処理の時限への影響があるため）。	【事務局】 中間取りまとめの内容を踏まえ、関係機関において、適切に運用いただきますようお願いします。
10	金融 機関	外見上、地方税統一QRコードに汚損破損が確認できず、銀行の読取機器の性能等によりQRコードの読み取りできなかった納付書については「消通知書」に「QR読取不可」のようなゴム判記載をして地公体に回付しても良いか。 【趣旨】 万が一のケースと思われるが、外見上問題ないにも拘わらず読取りできなかったことが分かるような表示を検討したいため。	【事務局】 納付書にゴム判記載を行うことは差し支えないと考えますが、中間取りまとめR7「（4）QRコード破損等による読取りエラー時の処理方法（考え方）」に従って処理いただくこととなります。
11	金融 機関	資料1 項番8 回答欄に「納付書の券面情報に記載されていないデータ項目の入力の定義については、運用開始までに改めてお示しさせていただきます」とありますが、当行においてはQRコード読取りエラー時の対応が可能となるようシステム開発を行い、テストを実施する必要がありますが、早期に決定し、ご提示いただきますようお願いします。	【地方税共同機構】 QRコード読取りエラー時の一括伝送データの作成については、MPN運営機構とも調整の上、令和3年度中にお示しさせていただきます予定です。
12	金融 機関	資料1 項番8 納付書の券面情報に記載されていないデータ項目の入力の定義について早急に提示いただくとお願いいたします。提示いただけない場合、システム制御できず、エラー時の事務負担増加・事務ミスに繋がりがかねない懸念致します。 こちらも当任務が確定していないのであれば、金融機関側のシステム要件定義が中途半端になる懸念を感じています。	【地方税共同機構】 QRコードの破損等による読取不能時の一括伝送データの输入の定義については、令和3年度中にお示しさせていただきます予定です。
13	金融 機関	資料1 項番11 データフォーマット及びびデータの設定期限について早急に提示いただくとお願いいたします。システム開発の遅延や手戻の発生原因となります。	

番号	区分	意見	回答
一括伝送方式事前取決事項等			
14	金融機関	地方税統一QRコードの納入済通知書とデータの保管期間等を定める一括伝送事前取決事項はいつ頃決まる予定か。	【地方税共同機構】 ・スケジュールとして記載頂いているとおり、一括伝送事前取決事項は令和4年4月頃までに確定をする予定です。 ・なお、当該項目については今までのQR活用検討会のご議論を反映した上で、MPN仕様で求められている期間と同様の期間、「納入済通知書（またはイメージデータ）保管5営業日・データ保管期間7年間」との各保管期間をお示しさせて頂いております。今後新たなご議論なければ、既にお伝えした保管期間で確定される予定です。
地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について			
15	金融機関	地公体と金融機関双方の事務効率化のため、eLITAX収納対象外の料金等についてもQRコードを活用した収納ができないか検討している。地方税統一QRコード以外のQRコードを納入済通知書や原符の「裏面」に印刷することは許容されるか。	【事務局】現時点においては、中間取りまとめR8「(5) 地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について（考え方）」のほか特段の定めはありません。今後、他の機関が定める帳票に係るガイドライン等を参照の上、ご対応ください。
金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト			
16	地方団体	「いずれの地方団体の指定金融機関となっていない金融機関は、現在、最も地方税取付枚数の多い地方団体に対し、地方税統一QRコード付きの納付書送付を依頼し、当該地方団体は送付する（送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達）。」 とありますが、以下ご教授ください。 ①送付可能な納付書の枚数については限りがあり、各金融機関の依頼に対応できない場合が想定されます。そこで、全銀協様に現在どこの自治体に依頼を想定しているのか各金融機関に対して調査して頂くことは可能でしょうか。それを元に準備可能な範囲で帳票の枚数確保を実施させて頂きたく存じます。 ②各金融機関から連絡がくる場合には、どこか部署に連絡が来ますでしょうか。総務省様から担当者金融機関にお知らせしたりしていますでしょうか。	【全銀協】 ①関係機関とも協議の上、会員銀行がどの地方団体に対して読取テストのための納付書の送付を依頼する想定であるか等を調査することを検討させていただきます。 【地方税共同機構】 ②関係機関とも協議の上、金融機関及び地方団体の問合せ先を一覧化し、ホームページ等で情報共有させていただくこととお考えさせていただきます。 なお、令和4年度中には、ご質問のように金融機関及び地方団体の間で納付書の読取テスト等に係る問合せが発生することも想定されることから、支払期限経過後の納付書に係る問合せ等と併せて連絡先の確認をさせていただきます、令和4年度の第1四半期を目途にホームページ等の情報共有を行う予定です。
17	金融機関	統一QRコードの読取りテスト実施のため、統一QRコード付き納付書の提出を地公体へ依頼したい。総務省から各地公体へ統一QRコード付き納付書を早期に準備し、金融機関へ提出するよう要請することは可能か。	【事務局】地方団体へ早期に準備・送付を行うよう呼びかけられることを検討します。
18	金融機関	資料1 項番36 金融機関のやむを得ない事情により2023/4に地方税統一QRコードの読取対応が間に合わない場合、テストにおいても金融機関側のシステム開発が完了しない限り実施できないことになるため、必ずしも全金融機関期間が2023/4スタートを前提としたテストは可能ではありません。あるべき姿は理解するものの、2023/4スタート以外の場合の整理はご提示頂きたい。	【地方税共同機構】 全ての金融機関が令和5年4月に運用を開始することを想定していますが、仮にご質問のように令和5年4月よりも後の運用開始となる場合には、運用開始の準備ができたタイミングでMPNのテストスケジュールも踏まえ別途調整等させていただきます。
帳票関係			
19	金融機関	地公体の独自帳票への統一QRコードの印刷位置については、関係機関と調整を行うとされているが、納入済通知書ではなく原符のみに印刷しようとしている地公体がある。この場合、全国の地公体の納付書を取り扱う金融機関としては、統一QRコードを見落とす恐れがあるため、納入済通知書へ印刷することを推奨できないか。	【事務局】ご意見を踏まえ、ゆうちょ銀行「カク公」帳票、ペイジー帳票以外の帳票においても、地方税統一QRコードを納入済通知書へ印字することとして、第5回検討会の中でお示しします。
20	金融機関	給与所得に係る特別徴収については、当面QRコードを活用しない検討会の中で整理済みではありませんが、税額申告後に納付書が配布されるケースがある現状を鑑み、地方税法施行規則の第五号の十五様式について、QRコードの位置等を示す予定があるのか（様式改正を行う予定があるか）確認したい。	【事務局】現時点では、施行規則の第五号の十五様式について、改正等によりQRコードの位置等を示す予定はありません。

番号	区分	意見	回答
21	ベンダー	ガイドライン・ルール等の公開時期について、MPN運営機構様・代理取納サービス協会は年度内の公表を想定されているとのことですが、ゆうちょ銀行様・地方税共同機構様は公開時期未定とされています。ガイドライン・ルールが全て明らかにならなければ、パッケージシステムとしての標準帳票を設計できず、ユーザである地方団体様に使用する納付書様式の選別、帳票校正、審査手続きなどを進めていただくことができません。ゆうちょ銀行様・地方税共同機構様におかれましては、年度内には公表していただくようお願いいたします。	<p>【ゆうちょ銀行】承知いたしました。当行の様式基準も年度内の公表を予定しています。</p> <p>【地方税共同機構】次の3点について納付書への記載方法について、第5回検討回にてお示しさせていただく予定です。</p> <p>①地方税統一QRコードであることを示す文言 ②案件特定キー等の記載方法、納付書へ記載する際の<○○番号>の文言 ③共通納税に対応した納付書であることを示すためのマーク</p>
証券の取扱いについて			
22	金融機関	他店券の取扱いはいはいつまでに決定する見込みでしょうか。 ※金融機関によっては、他店券の受付要否を動定系ホスト送信用の取引画面内で認めるか認めないかサインを立てるケースがあるかと認識しています。そのため、他店券の取扱い可否によって、金融機関側のシステム開発の範囲が変わる可能性があります。	【事務局】第5回検討会にて議題とさせていただきます。
機構API関連			
23	金融機関	「API利用者向けインターフェース仕様書(案)」をRFI資料として提供することだが、資料交付が2022年1月7日(金)までと既に終了している。改めて提供の機会をいただきたい。	【地方税共同機構】資料提供は可能ですので、個別に調整させていただければと存じます。
24	金融機関	資料1 項番14,15 前回検討会でスマホアプリ向けAPIの説明があったが、本件は多重納付防止のための活用例の紹介で、今後も、各金融機関のシステムから共通納税システムAPIへの接続を必須とするものでないとの理解でよいか。	【地方税共同機構】ご認識のとおりです。金融機関窓口での取納については、一括伝送方式での対応が原則と認識しており、ご質問のように金融機関システムから共通納税システムAPIへの接続は必須とされておりません。

番号	区分	意見	回答
	スケジュール		
25	ベン ダー	<p>資料1 項番17.19.21.25.29～31 以下に示すとおり、本検討会質疑の回答に記載されているとおり仕様・テスト要領・運用等で今後開示予定とされる資料・情報がござります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.17の回答（抜粋） <p>年度内には基幹税務システムから共通納税システムに納付書情報（納付情報）をアップロードするためのインターフェースに係る仕様書の案をお示しする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.19の回答（抜粋） <p>コンビニ事業者及びゆうちょ銀行における帳票審査については、別途提示される予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.21の回答（抜粋） <p>【MPN運営機構】地方税共同機構、ゆうちょ銀行と相談のうえ、どのような資料をいつ公開をするのかを検討します（運くとも年度内を想定します）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.25の回答（抜粋） <p>【地方税共同機構】ご質問の「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」を地方団体の発行する納付書に印字等いただくためには、地方団体における調整等も必要不可欠なことからなるべく速やかにお示しさせていただくことが必要と考えております。公表時期については未定ですが、いただいたご意見も踏まえ速やかに検討を進めさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.29～31の回答（抜粋） <p>【代理収納サービス協会】テストに関する統一ルール策定とあわせて、テストの簡素化をはかるべく検討を進めております。この内容に関しては、今年度(2022年3月まで)中のガイドライン改定のタイミングと同じくご案内できればと考えております。</p>	<p>【事務局】現時点での予定を別紙のとおりお示しします。</p>
	その他		
26	金融 機関	<p>資料1 項番2 当項目に限らず、「QRコード以外で追加で入力が必要な情報の特定」する項目については速やかに、特定をしていただきたい。追加入力項目のみ直接入力可能として、他の項目はシステム一意等にすることで少しでも実務負担の軽減を図ることを検討しているが、当社様が確定しないと金融機関側のシステムに関する要件定義が中途半端になる懸念を感じているものです。</p>	<p>【事務局】MPN運営機構、地方税共同機構とも連携の上、早期にお示しできるようお願いいたします。</p>
27	金融 機関	<p>第3回資料1 項番48 自動車税の納付書については、1社で4,000枚の納付書を持ち込む事業者があり、統一QRコードの読取りを営業店窓口で行う（離島の営業店を複数抱えているため、納付書の搬送を要する事務センターでの読取り対応は行わない）金融機関では、受付日に統一QRコードの読取りを完了させることは不可能である。 このような場合、「やむを得ない場合」として、従来どおりの納付書による取扱いが許容されるか確認したい。</p>	<p>【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取っていただくことを想定しています。例えば、御指摘のケースに限り事務センターでの読取りを行うことなどを御検討いただければ幸いです。その他、個別の事情については各金融機関において御判断ください。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第4回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
28	金融機関	第3回資料1項番49,50 営業店で統一QRコードの読取りを行う金融機関の場合、派出窓口には営業店端末がないためQRコード読取りができない。 派出窓口で受け付けたQRコード付き納付書については、「やむを得ない場合」として、従来どおりの納付書による取扱いが許容されるか確認したい。	【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取っていただくことを想定しています。例えば、御指摘のケースに限り事務センターでの読取りを行うことなどを御検討いただけますと幸いです。その他、個別の事情については各金融機関において御判断ください。
29	金融機関	第3回資料1項番50 統一QRコード付納付書については、原則としてQRコード読取りによる処理を優先する方針だが、事情により、ペイジー収納で処理することも許容されるか（例えば、窓口では、QRコード読取りによる処理を行うが、ATMではペイジー収納のみの対応になる等）	【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取っていただくことを想定しておりますが、個別の事情については、各金融機関において御判断ください。
30	事業者団体	資料2 P.3 「私人委託制度から指定納付受託者制度への移行が推奨されているところ」とあるが、これはどなたからご意見をいただいたのか？『推奨』の意図を確認させていただきたい。	【事務局】「地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について（令和3年4月1日付総行第92号総務省自治行政局長通知）」における記載（「令第158条、第158条の2等、地方自治法第243条の「法律又はこれに基づく政令の特別の定め」に基づいて公金の収納等の権限を私人に委任する仕組み（以下「私人委託制度」という。）は、地方公共団体に代位して収納等を行うという制度の性質上、地方公共団体の収納の方法に準じなければならず、現金による収納を原則としていることから、スマートフォン等を利用した決済方法による納付やポイントによる支払等を制度上予定したものでないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。）を踏まえたものです。

(項番25別紙)

団体名	資料名	資料内容	公開予定時期 (公開先等)	発出元
ゆうちょ銀行	地方税統一QRコード様式の作成基準	地方税統一QRコード様式の作成基準 ※帳票審査、読取りテストに関する内容を含む。	令和4年3月 ※地方団体への発出を想定。	ゆうちょ銀行
	MPN標準帳票ガイドライン、同別紙「標準帳票仕様書」	地方税QRコードの印字位置の案内、MPN標準帳票を作成する際の留意点	令和3年度中(2022年3月)に改訂方針を提示、改訂版ドキュメントは4~5月に提示予定 ※MPN運営機構および推進協議会からMPN会員(金融機関、地公体、ベンダー)へ公開を想定。 ※『MPN標準帳票ガイドライン、同別紙「標準帳票仕様書」』については、全地方団体への展開を想定(MPN非会員の地方団体を含む)。	
MPN運営機構	MPNサービス仕様書、同別紙地公体業務編	税目・料金番号の追加、eLTAxを經由する申告税において納付区分(16桁)に税目・料金番号(3桁)に続いて地公体コード(5桁)を追加する、一括消込データのMPNセンターへの送信手順の変更する		
	MPNインタフェース仕様書	QRコードを利用する場合の入力区分の設定値を定義		
キャッシュレス推進協議会	JPQR仕様書	地方税統一QRコードのJPQR仕様について	公開時期は、今後関係機関との調整等の上、決定。	キャッシュレス推進協議会
日本代理収納サービス協会	「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」	コンビニ収納用バーコードとQRコードの併存について(QR印字位置の基準を含む)	令和3年度中	流通システム開発センター
	「地方税統一QRコード運用に伴うコンビニ収納用納付書の読取等テスト対応について」(仮称)	読取等テストの簡素化について	令和3年度中	日本代理収納サービス協会(予定)
地方税共同機構	(仮) 納付書への記載方法	「地方税統一QRコードであることがわかるような表示」、「案件特定キー等を記載する際の<○>番号」の表示、「共通納税に対応した納付書であることを示すマーク」等の決定内容をお示しする資料	令和4年3月 (第5回検討会において公開予定)	
	地方団体向け各種仕様書・テスト計画等	基幹税務システムから共通納税システムに納付書情報(納付情報)をアップロードするためのインタフェース等に係る仕様書	令和4年2月以降順次 (地方税共同機構の地方団体向けホームページに、公開予定のドキュメントごとに公開予定時期を掲載中) (基幹税務システムベンダーは地方団体経由で入手)	
	一括伝送方式事前取決め事項	一括伝送方式に係る事前取決め事項を明記した資料	令和4年4月以前	地方税共同機構
	クレジット対応に係るインタフェース仕様書	共通納税システムの納付手段拡大を実現するための、eLTAxとクレジットカード事業者との接続に係るインタフェース仕様書	令和4年4月 (地方税共同機構のホームページにて調達の実施を公表予定) (インタフェース仕様書は調達参加者に提供予定)	
	API利用事業者に係るインタフェース仕様書	共通納税システムの納付手段拡大を実現するための、eLTAxとAPI利用事業者(○Pay等)との接続に係るインタフェース仕様書	令和4年4月 (地方税共同機構のホームページにて調達の実施を公表予定) (インタフェース仕様書は調達参加者に提供予定)	

銀行界における地方税統一QRコードへの 対応状況について

2022年3月14日

一般社団法人全国銀行協会

地方税統一QRコード導入に係る銀行界の対応について①

- 「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」における検討状況を踏まえ、引き続き、会員銀行における対応を促進するべく、全銀協・地銀協・第二地銀協の各々が会員銀行に対して必要な情報の提供等を実施。また、金融業態間でも随時、情報交換を継続。

1. 全銀協における対応

会員銀行への情報提供の実施

- 2021年9月以降、「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」における検討状況について、会員銀行の検討に当たり必要な情報の提供等を随時実施。

時期	概要
<ul style="list-style-type: none"> 2021年9月 2021年10月 2021年12月 2022年1月 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(第1回～第4回)資料の全銀協ウェブサイトにおける公表について会員銀行に通知し、検討状況を共有。
<ul style="list-style-type: none"> 2021年12月 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年11月開催の第3回検討会までの議論を踏まえ、調査基準日時点における会員銀行の地方税統一QRコードへの対応に係る取組状況について確認するため、アンケート調査を実施。

会員銀行へのアンケート調査の実施

- 2021年12月、調査基準日時点における会員銀行の地方税統一QRコードへの対応に係る取組状況を確認すべく、以下要領でアンケート調査を実施(詳細は3頁)。

項目	概要
<ul style="list-style-type: none"> 目的 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行界の令和5年度からの地方税統一QRコードへの対応に係る取組状況について確認するためアンケート調査を行うもの
<ul style="list-style-type: none"> 対象 	<ul style="list-style-type: none"> 全国銀行協会 正会員・準会員(※) ※ 都銀・地銀・第二地銀・信託・その他銀行。なお、外国銀行に関しては収納実態がなかったため、集計対象から除外。
<ul style="list-style-type: none"> 調査基準日 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年12月1日時点
<ul style="list-style-type: none"> アンケート期間 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年12月7日～12月24日

地方税統一QRコード導入に係る銀行界の対応について②

- 全国地方銀行協会および第二地方銀行協会においては、両協会からの会員銀行を対象とした全行説明会を随時開催。総務省・地方税共同機構・日本マルチペイメントネットワーク運営機構(JAMMO)等が登壇。また、質疑応答等も行うこととで会員銀行における検討の促進を図っている。

2. 全国地方銀行協会による全行説明会

時期	次第
<ul style="list-style-type: none"> • 2021年9月30日 	<ol style="list-style-type: none"> 地方税統一QRコードの利用開始に向けた検討状況と会員銀行からの照会事項への回答(事務局) 地方税統一QRコード導入に伴う窓口収納の事務・システム対応の考え方(バンダ) ATM/営業店窓口における地方税統一QRコードの読取りに係る対応(バンダ) 事務センターにおける地方税統一QRコードの読取りに係るシステム対応(バンダ) 地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データへのセット内容(MPN運営機構) 質疑応答
<ul style="list-style-type: none"> • 2022年1月14日 	<ol style="list-style-type: none"> 地方税統一QRコードの活用に係る検討会の中間取りまとめについて(総務省) 地方税統一QRコードを活用した地方税収納に関する事前取決事項ならびに地方税共同機構が開発するWebシステムおよびAPIIについて 地方税統一QRコードを活用したMPN一括伝送データの詳細とeTAX運動試験の概要(MPN運営機構) 地方税統一QRコードの導入に関する会員銀行からの照会事項の回答等(事務局)

3. 第二地方銀行協会による全行説明会

時期	次第
<ul style="list-style-type: none"> • 2021年10月25日 	<ol style="list-style-type: none"> 地方税における統一QRコードの利用開始に向けた検討状況等(総務省) 地方税統一QRコードの導入に関するシステム対応について(バンダ) 「地方税統一QRコード」の導入に伴う収納事務・システム対応検討に関する当社の取組状況(バンダ) ATM/営業店窓口における地方税統一QRコードの取扱いについて(バンダ) 収納システム提供会社目線での検討事項(バンダ) 地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データへのセット内容(MPN運営機構) 質疑応答等
<ul style="list-style-type: none"> • 2022年2月8日 	<ol style="list-style-type: none"> 地方税統一QRコード活用検討会の中間取りまとめについて(総務省) 地方税統一QRコードを活用した地方税収納に関する事前取決事項等について(地方税共同機構) 地方税統一QRコードを活用したMPN一括伝送データの詳細とeTAX運動試験の概要(MPN運営機構) 質疑応答等

銀行界における地方税統一QRコードへの対応状況について

- 2021年12月、全銀協において会員に対し、調査基準日（2021年12月1日）時点における、会員の地方税統一QRコードへの対応に係る取組状況を確認するためアンケート調査を実施。
- 銀行界に関しては、都銀・地銀・第二地銀のすべての会員が2023年4月から対応する意向であることを確認。

地方税統一QRコードへの対応状況に係るアンケート調査結果

【調査基準日：2021年12月1日】

対象数	窓口収納を行っている先※2				2023年5月以降 対応予定※5	QR導入率 F=(D+E)/C	2023年4月 対応予定※4		QR導入率 I=H/G
	窓口収納を行っていない先※1	B	C=A-B	D			E	G	
都銀	5	0	5	5	—	100.0%	5	5	100.0%
地銀	62	0	62	62	—	100.0%	59	59	100.0%
第二地銀	37	0	37	37	—	100.0%	12	12	100.0%
その他※6	28	21	7	2	—	28.6%	—	—	—
合計	132	21	111	106	0	95.5%	76	76	100.0%

※1 地方自治体より、指定金融機関、収納代理金融機関等の指定を受けていない先および実店舗を持たない先

※2 調査基準日時点において、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割のうち1つ以上に關して、実店舗における窓口収納業務を行っている先

※3 「※2」のうち、指定金融機関として実店舗における窓口収納業務を行っている先

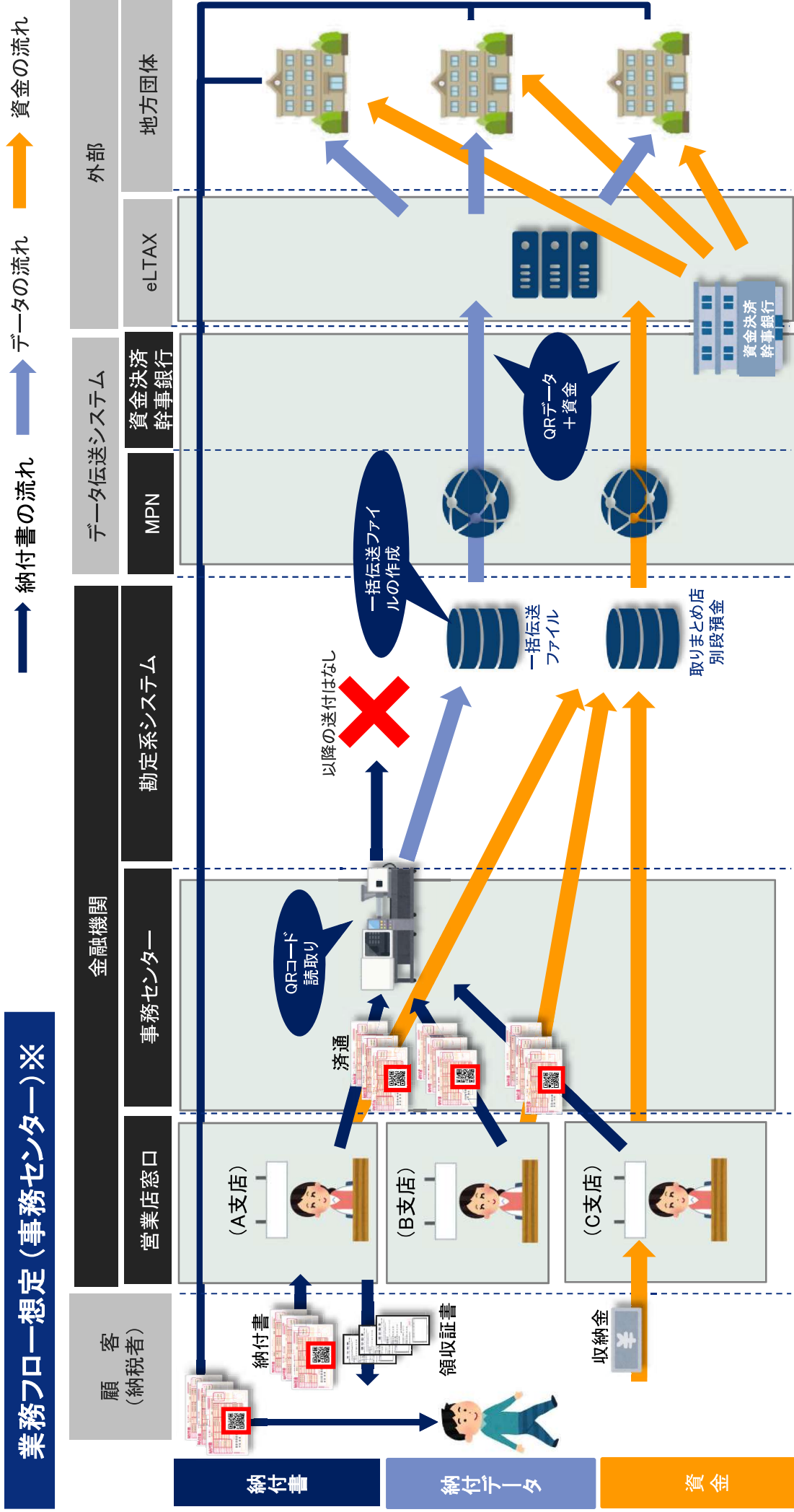
※4 調査基準日時点において、2023年4月の地方税統一QRコードへの対応に向けたeLTAx連動試験（2022年10-11月、2023年1-2月）に参加を予定している先

※5 調査基準日時点において、2023年4月の地方税統一QRコードへの対応に向けたeLTAx連動試験（2022年10-11月、2023年1-2月）に参加できないと見込まれる先

※6 信託銀行およびその他銀行（外国銀行を除く）

銀行における地方税統一QRコード対応後の業務フロー想定①（事務センター）

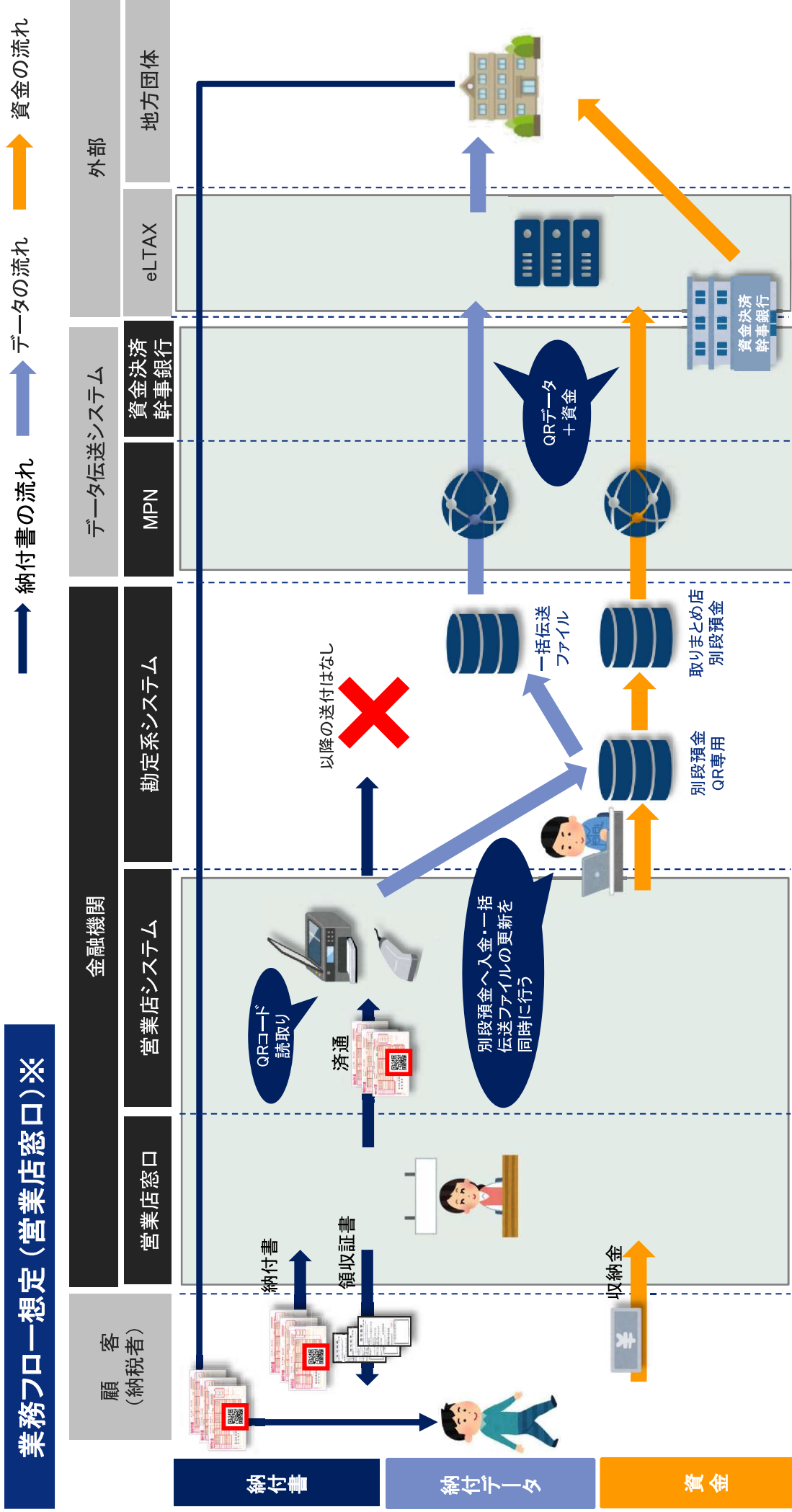
業務フロー想定（事務センター）※



※銀行から聴取した業務フロー想定を参考に事務局において概要を例示するもの。実際の業務フローは各銀行によって異なる。

銀行における地方税統一QRコード対応後の業務フロー想定②（営業店窓口）

業務フロー想定（営業店窓口）※



※銀行から聴取した業務フロー想定を参考に事務局において概要を例示するもの。実際の業務フローは各銀行によって異なる。



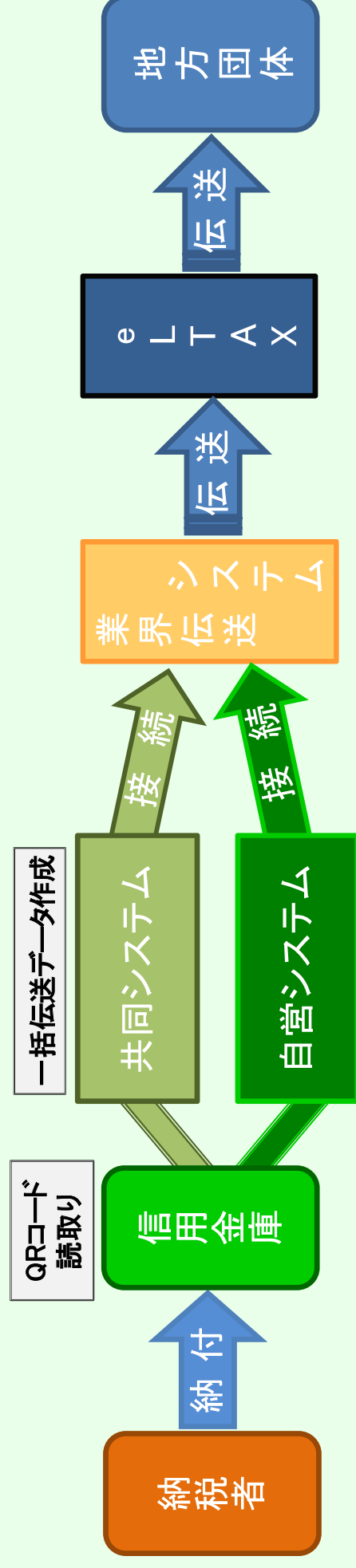
信用金庫業界における「地方税統一QRコード」 に係る検討・対応状況について

2022年3月14日
一般社団法人全国信用金庫協会

1. 信用金庫業界における対応状況

- 信用金庫業界においては、9割の信用金庫が共同システムに加盟しており、残り1割の自営システムを運営する信用金庫を含め、MPNによる伝送については業界関連組織が運営する統一の伝送システムで対応している。
- そのため、これまで検討が行われてきた地方税統一QRコードを活用した収納を実現させるためには、業界関連組織においてMPN一括伝送方式により地方税共通納税システム（eLTAX）へ伝送するためのシステム対応が必要となる。
- これを踏まえ、地方税統一QRコードへの対応にあたり、昨年末に業界対応方針について協議を行い、信用金庫及び業界関連組織は、次頁の方針に基づき対応を進めることとした。

《参考》 地方税共通納税システム（eLTAX）への接続イメージ



2. 業界対応方針

- ▶ 信用金庫業界においては、令和5年度から地方税統一QRコードを活用した地方税収納を開始すべく、MPN一括伝送方式の導入を中心としたシステム改修等に係る対応を進めることとし、業界関連組織は信用金庫が円滑に態勢整備を行うことができるように必要な支援を行うこととしている。

3. 業界対応方針を踏まえた検討等

- ▶ 各信用金庫における地方税収納業務の現況、地方税統一QRコードへの対応に関する実務上の課題及び検討状況等の確認を行うため、昨年末にアンケート調査を実施し、調査結果を総務省、金融庁及び業界関連組織に情報連携のうえ、今後の具体的な対応に向けた課題等の把握を行った。
- ▶ 同アンケート調査の結果を踏まえ、個別信用金庫の態勢整備の参考に資するため、2月にオンライン説明会を実施し、検討会の「中間取りまとめ」等、業界関連組織のシステム対応の概要について説明を行うとともに、あらためて業界対応方針の周知徹底を図った。
- ▶ 今後の対応にあたっては、業界対応方針等を踏まえ、令和5年度からの運用開始ができるように準備を進めるが、信用金庫におけるQRコード収納に係る処理コストに見合う合理的な収納委託手数料が設定されなければ、地方税窓口収納業務の持続性を確保できなくなる信用金庫がでてくる等の懸念がある。

[2022年11月末現在]

◆ 信用金庫数	254	金庫
◆ 店舗数	7,144	店舗
◆ (うち出張所)	222	拠点
◆ 役員数	105	千人
◆ 預金量	160	兆円
◆ 貸出金	78	兆円

出典：日本銀行、信金中金 統計資料

信用組合業界における 地方税統一QRコードに係る対応状況について

令和4年3月10日

一般社団法人 全国信用組合中央協会

1. 信組業態の対応方針・対応状況

(1) 信組業態としての対応状況

本件について、信組業態としては前向きに検討を進めていく方針。

なお、当業態は145信組のうち142信組が単一の共同センターに加盟している。

また、システム自営信組においても共同センターの一部である外接系システムを通じてMPN等、外部センターと接続することから、一義的には当制度への対応は共同センターが行うこととなる。

現在、本会および系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会、共同センターの運営主体である信組情報サービス株式会社と連携しながら、システム改修に向け検討を進めている状況。

(2) 信用組合の検討状況

前述の通り、システム改修は共同センターで行うこととなる。

システム改修後、傘下信用組合より、本件に係る利用申込を受け、対応信用組合が確定することとなるが、令和3年12月に実施した意向調査の結果は以下の通り。

なお、現時点で対応しない方向と回答のあった29信組※の大半は、現在地方税の収納を行っていない(収納代理金融機関となっていない)信用組合となっている。

信用組合数	窓口収納を行っていない先	窓口収納を行っている先	
		令和6年度からの納税に対応予定	うち、指定金として窓口収納を行っている先 令和6年度からの納税に対応予定
145	29	116	11

※窓口収納を行っていない29信組のうち4信組から、令和6年度からの納税に対応予定と回答があったことから、現時点で対応しない方向としているのは29信組となる。

2. 信組業態の対応スケジュール

(1) 信組業態の対応スケジュール

前述の通り、本件に係るシステム改修は共同センターで行うこととなるが、現在、共同センターは8年に1度のシステム更改(令和5年5月移行予定)作業を実施しており、システムの機能追加等を凍結している。こうした期間に当初予定外のシステムを追加することは、更改後の安定稼働に支障を来す虞があることから、本件については、更改後のシステム安定稼働を確認後の機能追加とならざるを得ない。

対応時期については、現在開発ベンダーも含め検討しているところであるが、令和6年度からの納税に対応できるよう検討を進めている。

(2) システム対応が完了するまでの代替措置等

当業態のシステム対応が完了するまでの代替措置等については、現在検討を進めているが、一括伝送による対応を最優先に考えただうえで、引き続き、関係先とも協議していくこととしたい。

以上



地方税統一QRコードへの対応について

令和4年3月14日(月)

一般社団法人 全国労働金庫協会
労働金庫連合会

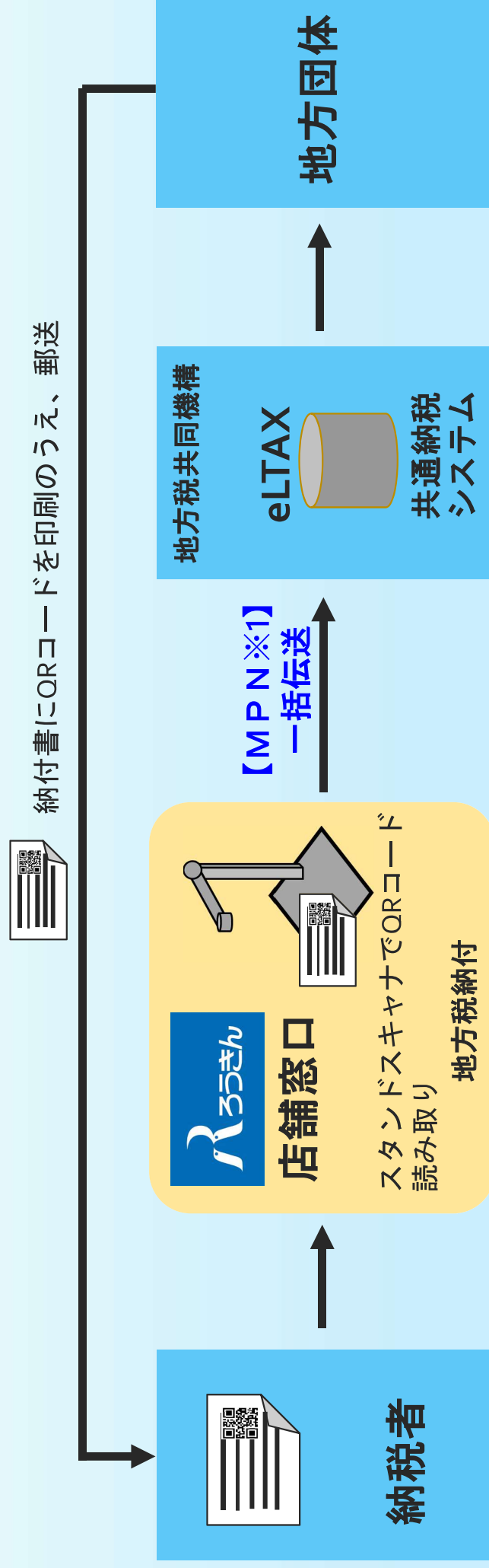
1. ろうきん業態の対応方針

- 令和5年4月の開始に間に合うように、QRコードによる地方税納付に向けたシステム対応、業務フローの確定等を行うことを予定している。

2. ろうきん業態の傘下の金融機関の対応状況

- ろうきん業態傘下の13金庫すべてが業態統一システムを使用して
いるため、全金庫が業態方針に基づいて対応する。

3. QRコード対応後の業務フロー（想定）



※1 マルチ支払いネットワーク

※上記業務フローは、現時点のイメージ図です。実際の業務フローが変更となる可能性もあります。

4. 地方税統一QRコードへの対応状況一覧表

金融機関数	窓口収納を行っていない先 B	窓口収納を行っている先 C=A-B	窓口収納を行っている先			QR導入率 $F=(D+E)/C$	QR導入率 $J=(H+I)/G$
			2023年4月 対応予定 D	2023年5月以 降対応予定 E	2023年4月 対応予定 H		
A	13	13	13	—	100.0%	—	—
労働金庫	—	—	—	—	—	—	—

※労働金庫で指定金となっている金庫はありません。

JAバンクにおける 地方税統一QRコード対応状況について

2022年3月14日
農林中央金庫

JAバンク 対応方針

- JAバンクとしては、地方税統一QRコード対応に向けた開発を行う方向で検討中
- JAバンクの本件に係るシステムインフラは当金庫が運営を担う全国統一のシステムであり、当金庫にて本件対応に向けた検討を進めている状況。
 - JAバンク会員数は、JA（農協）563、JA信農連32、当金庫の合計596（2021年4月1日現在）。

対応スケ ジュール （案）

- 2024/7以降、約1年程度をかけて窓口端末更改を終えたJAより順次開始する方向で検討中
- JAバンクでは窓口端末更改対応中であり、既に制度導入2023/4月に間に合わせることは極めて困難な開発工程にある状況。
 - 制度導入には間に合わないもの、本件趣旨等踏まえ、可能な限り早く対応すべく、窓口端末更改にあわせ導入する方向で進めている。

システム対 応完了まで の対応 （案）

- 現時点では既存の納税方法による対応を継続する方向
- JAバンクの窓口端末更改が完了するまでの対応については、継続検討中だが、現時点では既存の納税方法による対応を継続する方向。
 - 加えて、「非対面チャネルでの納税」機能の強化・利用促進を検討し、お客様の利便性向上、ならびに地方公共団体への紙ベースでの収納を減らす取り組みを実施する方向。

※上記は、検討中の内容を含んでおり、今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

JFマリンバンクにおける 地方税統一QRコード対応状況について

2022年3月14日
農林中央金庫

JFマリン バンクの 対応方針

利用者の利便性・ニーズを見極めたうえで、①JAバンクへの委託スキームの構築、あるいは②業態自前開発(2026年以降)のいずれかで対応し、地方公共団体の効率化に寄与していく方向で検討中。

- JFマリンバンクは、(株)全国漁協オンラインセンター（以下、「全オン」）が運営する全国統一システムを利用しており、同社と本件対応の検討を進めている状況。
- JFマリンバンク会員数は、JF（漁協）75、信漁連13、当金庫の合計89会員。
- JFマリンバンク会員に指定金はなく、指定代理(3県)以外は収納代理のみ。

業態自前開発は、系統決済データ通信システム（「系統センタ」）の対応が2024/7月になること、2025/1月のセンタ移転・ホスト更改等により、最速2026年頃。

対応スケ ジュール (案)

- 全オンは、MPN等外部センタと系統センタを経由して接続しているが、系統センタのMPN一括伝送方式対応は2024/7月（JAバンクと同様）。
- JAバンクと同じタイミングでの対応が可能か検討したが、全オンは足元、対応必須な開発案件の積上りにより、2024/7月リリースは困難と判断。
- 全オンは、2025/1月のセンタ移転・ホスト更改（3年にわたるプロジェクトの間、新旧併存となる）、およびホスト更改前後の凍結期間等（予備日を含む）、系統センタのホスト更改もあり、最速で2026年頃となる。

対応完了ま での取組 (案)

- 既存の個人IB（NFdesk）や貯金口座自動振替による納税推進を図る。
- しかしながら、上記のとおり、前倒しでのシステム開発は極めて困難な状況であり、既存の納税方法による事務継続も選択肢とする。加えて、「個人IB（NFdesk）や貯金口座自動振替での納税推進」の利用促進を検討し、利用者の利便性確保、ならびに地方公共団体への紙ベースでの収納を減らす取組みを実施する方向。

地方税統一QRコード導入に向けた取り組み等

2022年3月14日
株式会社ゆうちょ銀行
事務部門 事務統括部

本紙について、ゆうちょ銀行・郵便局へのお問い合わせは、お控えくださいますようお願いいたします

- 税公金の収納事務は、紙による収納作業に手作業を多く要し、窓口や後方手続きを担う貯金事務センターの負担が大きい
- さらに、団体ごとに異なる取り扱いルールが存在し、作業が複雑化
- 口座振替や、カク公帳票により非対面取引の増加を目指してきたが、窓口収納が依然として多い状況
⇒ **窓口収納を維持するため、大きな処理コストを負担**

<窓口>

- 地方公共団体や税目ごとに、納付書の様式、納付期限や延滞金の考え方が異なる
⇒ 窓口での確認箇所が多く、取り扱いに時間を要する
- 金融機関控の保管・保存
⇒ 顧客情報の厳格な管理、公金検査対応時に速やかに対応できるよう、保管・保存が必要

<後方（貯金事務センター）>

- 地方公共団体ごとに、取りまとめ方法が異なる
⇒ 機械で分類後、添表、日計表等を作成し、納入済通知書に添付して地方公共団体に送付
- 取りまとめ期限が短い、かつ指定された時間までに納入済通知書等の現物の持ち出しが必要
- 納付期限直後に繁忙が集中（毎月10日・20日・月末等、納付期限の直後に処理量増）
⇒ 繁忙の差が大きく、要員配置が難しい

地方税統一QRコード導入への大きな期待

- 納税者 : 税公金の納付チャネルの拡大
- 自治体 : 収納情報の消込作業の効率化
- 金融機関 : 非対面チャネルへの誘導、税公金収納事務のコスト削減

2. 当行の取り組み状況

- 2023年5月から、地方税統一QRコード収納に対応するためにシステム開発等を実施中
- あわせて、非対面チャネル（スマートフォン等）による地方税統一QRコード収納を準備中
- 地方税統一QRコード納付書の作成基準および様式審査申請手順を準備中

①QRコード印字エリア確保のための協力

カク公帳票のクリアゾーンの一部である日附印欄下部をQRコード印字エリアとするため、当行窓口端末機での処理結果の印字やATMの処理に影響がないよう、従来の印字位置やチェック条件を変更するシステム開発を実施中
 （QRコード印字後も、ATMでカク公（MPN含む）として納付可）



地方税統一QRコード印字エリアを確保するためのシステム開発を実施中

②地方税統一QRコード収納へのシステム対応

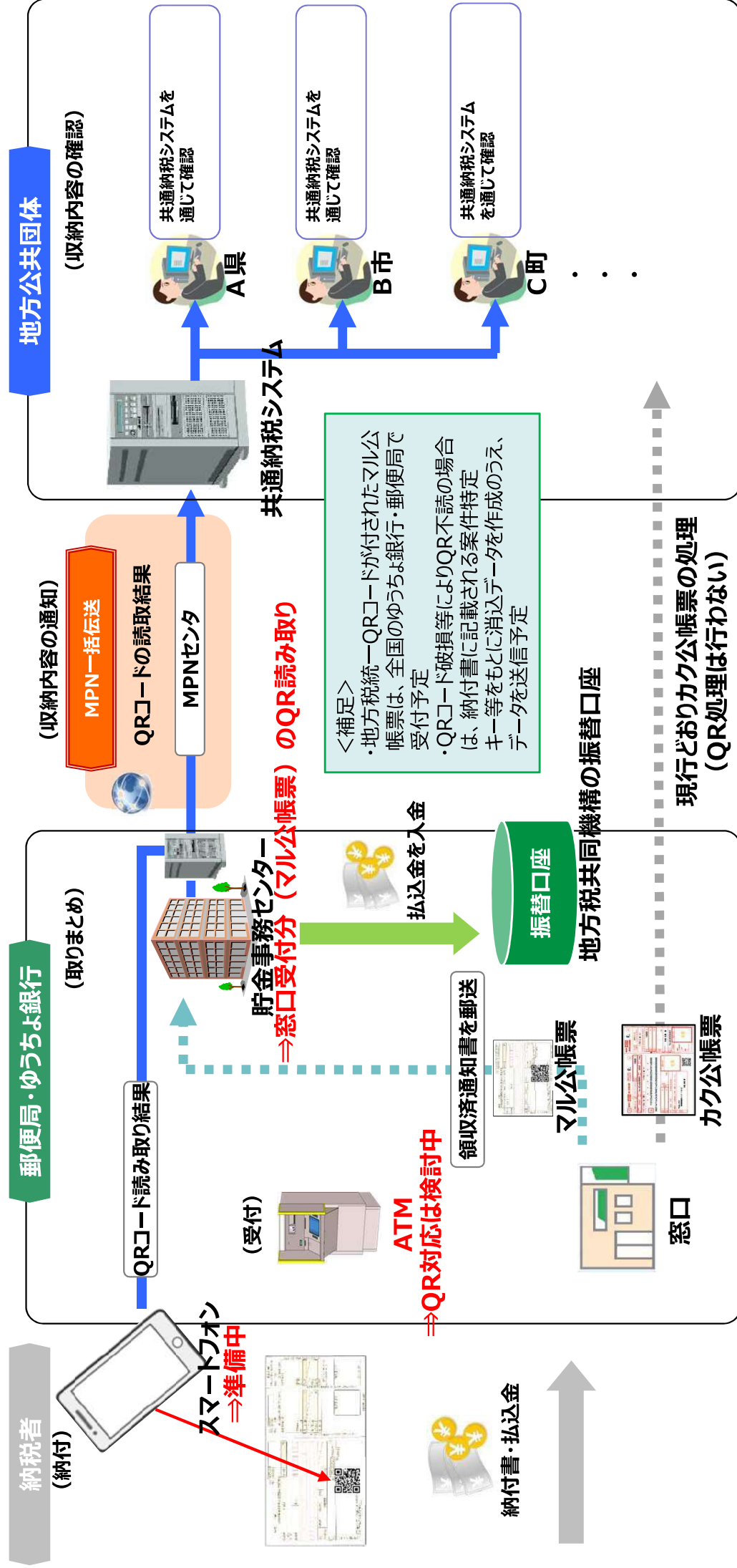
- 2023年5月から、地方税統一QRコード収納に対応できるようシステム開発中
- 非対面チャネル（スマートフォン等）による地方税統一QRコード収納を、あわせて準備中
- ⇒ 2023年5月に10年に1回の当行基幹システムの更改があり、それにあわせて開発を実施
- 2023年4月～開発完了までの間は、従来どおりの処理を行いますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

③納付書作成基準および様式申請手順の作成

- 全国の金融機関等の窓口で税金収納が円滑に行えるよう、地方税統一QRコード納付書の作成基準を関係団体と準備中
- また、作成基準どおりに納付書が作成されていることを、当行において様式審査を実施予定
- ※ 地方税統一QRコード納付書の作成基準および様式審査申請手順は、2022年3月中に確定版を公表予定

3. 地方税統一QRコードの処理スキーム〈検討中〉

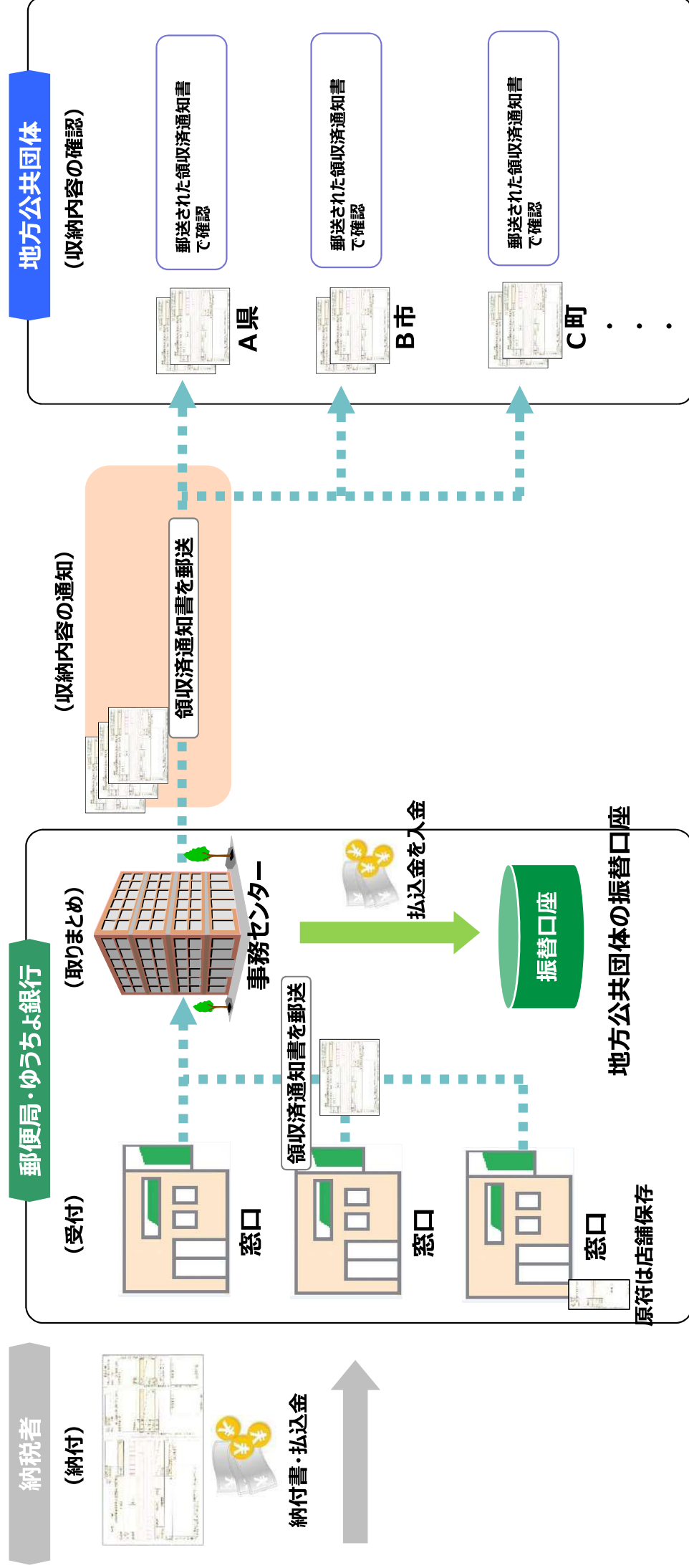
- ・ 今後はスマートフォンで簡単・便利にいつでもどこでも、QRコードで納付していただくことが基本
- ・ ゆうちよ銀行・郵便局の貯金窓口では、マル公帳票はQRコード読み取りは行わず、貯金事務センターへ納入済通知書を郵送。貯金事務センターでQRコードを読み取り・消込データを作成のうえ、MPN一括伝送方式で連携
- ・ QRコードが印字されたカク公帳票は、引き続き現行どおりの処理を実施（QRコード処理は行わない）



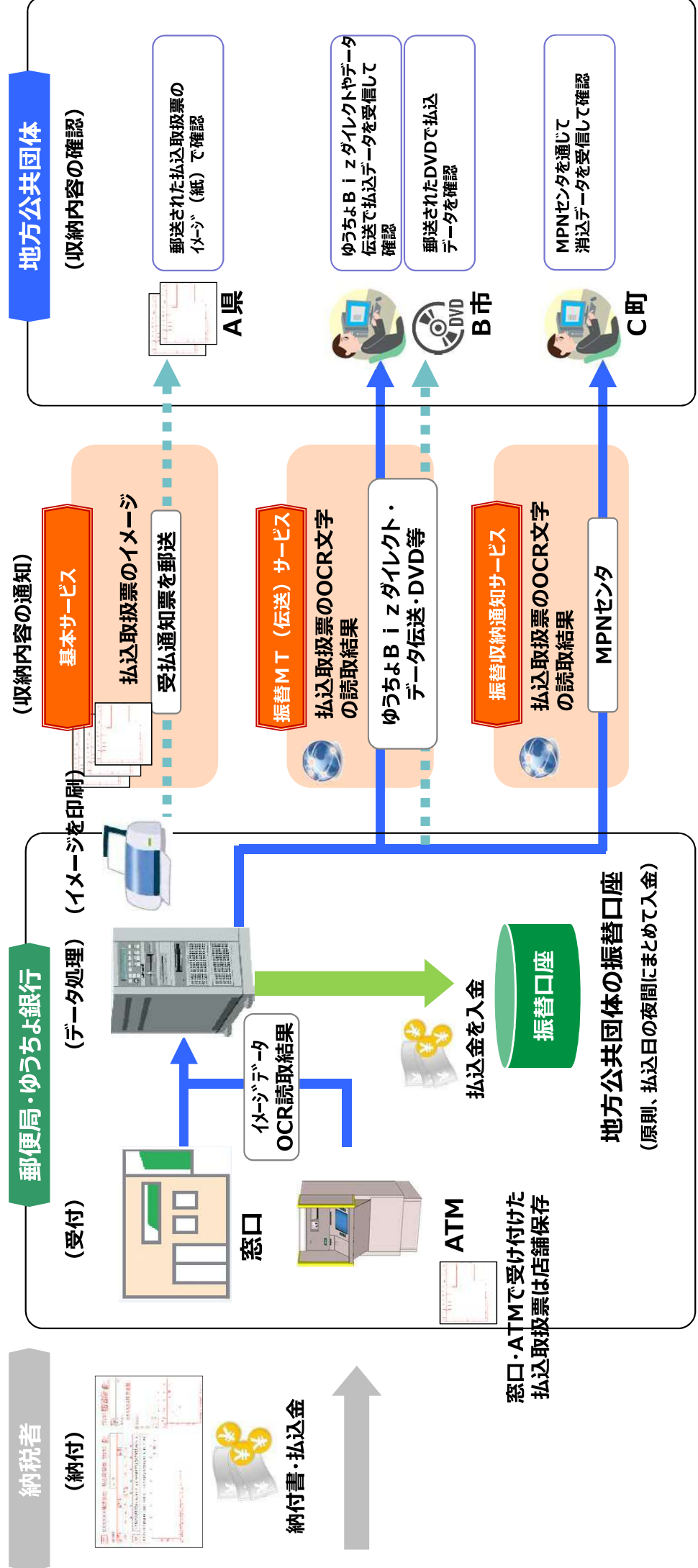
4. 今後の検討課題等

- 地方税統一QRコード収納における、取扱料金水準・料金体系の決定
 - － 窓口収納を維持するためには、金融機関のコストに配慮した料金水準・料金体系の検討が必要
- 地方税統一QRコードの対象範囲の拡大
 - － 地方税だけでなく、「介護保険料」や「国民健康保険料」などの各種料金への拡大が必要
- 地方税統一QRコードがない納付書の料金見直し
 - － 窓口収納を維持するためには、地方税統一QRコードの処理よりコストがかかる、QRコードが付与されない納付書（収納代理契約等に基づく処理）の手数料の見直しが必要

- ・ 納税者からマル公帳票を受け付けて、公金を収納
- ・ 納入済通知書を、ゆうちよ銀行・郵便局から貯金事務センター (全国11か所) に郵送し、取りまとめを実施
- ・ マル公帳票による公金収納は、エリアごとの制限あり
(例：大阪府の地方公共団体の納付書は、近畿2府4県の郵便局のみ納付可)



- ・ ゆうちょ銀行の通常払込みとして、カク公帳票 (振替払込書) を納税者から受け付けて公金を収納
- ・ カク公帳票 (振替払込書) の払込取扱票部 (納入済通知書に相当) のイメージ、払込取扱票部に記載のコードデータの連携等により、収納内容を知り、収納内容を知り
- ・ 全国のゆうちょ銀行・郵便局およびATMで、納付可能 (MPN帳票はダイレクトサービスでも納付可)




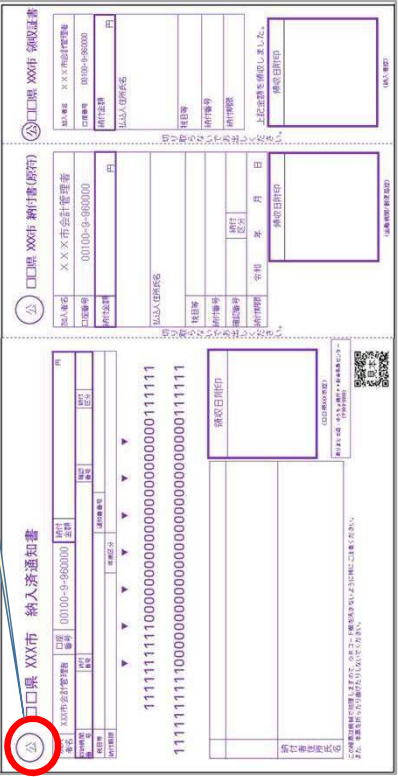
地方税統一QRコード納付書の作成基準

2022年3月31日

地方税共同機構

株式会社ゆうちょ銀行

地方税統一QRコード納付書の作成基準

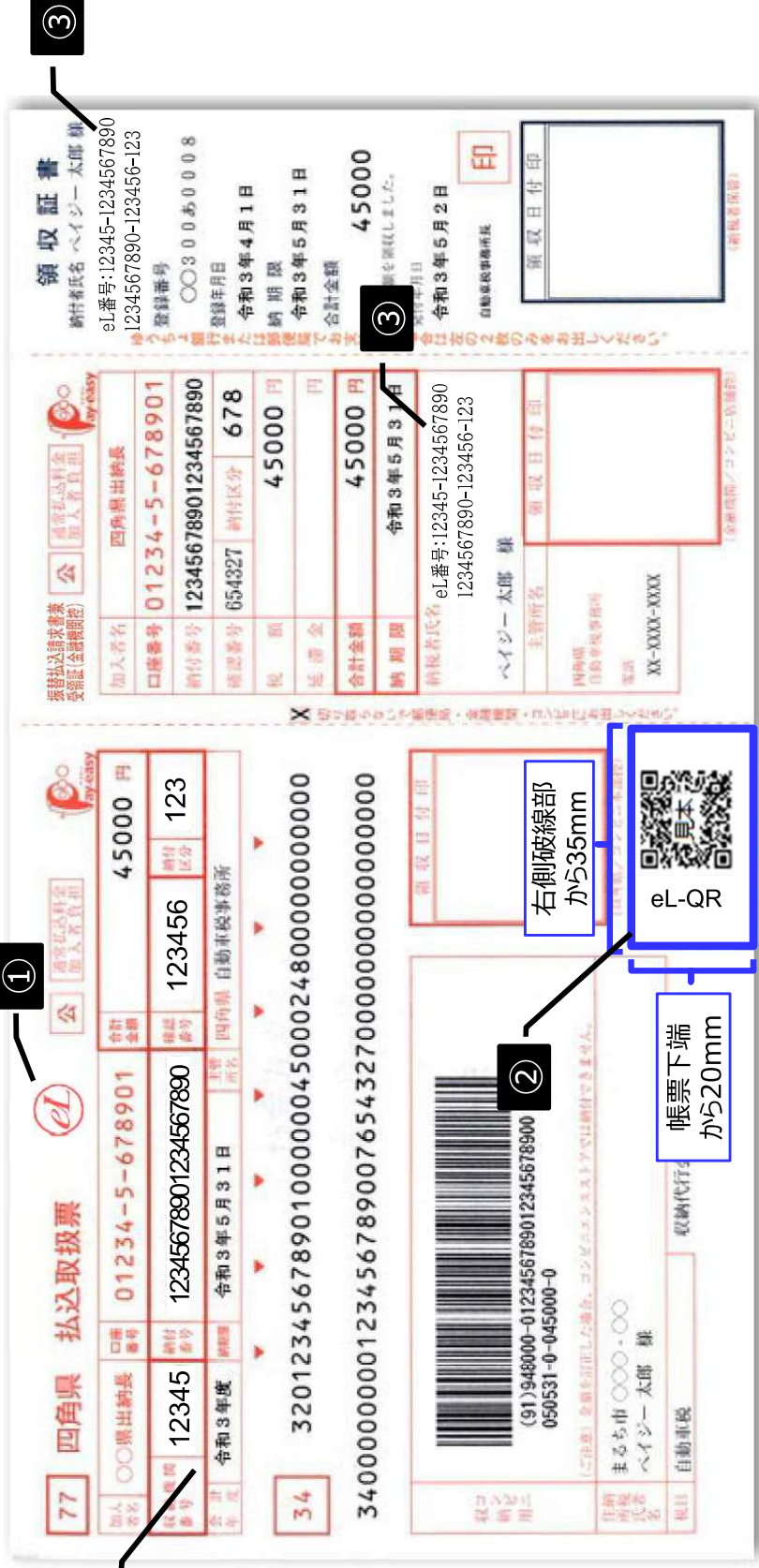
現在の納付書様式	納付書の種類	QR対応を行う場合の様式作成基準
<p>カク公</p>	<p>・MPN標準帳票 ・カク公 (MT・DT・一般) 帳票</p>  <p>・帳票に「公」の表示</p>	<p>別紙 1 「QR様式 (カク公) 作成基準」に基づき、作成をお願いします。</p>
<p>マル公</p>	<p>・MPN標準帳票 (準拠) 帳票 ・上記以外のマル公帳票</p>  <p>・帳票に「公」の表示</p>	<p>別紙 2 「QR様式 (マル公) 作成基準」に基づき、作成をお願いします。</p>
<p>地方団体独自帳票</p>	<p>・マル公・カク公以外の帳票</p>	

【別紙1】QR様式（カク公）作成基準①

- ① 納入済通知書表面（払込取扱票部）に「eLマーク」が印字されていること（推奨）
- ② 納入済通知書表面（払込取扱票部）の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること
 - ※ QRコードの周囲に、可能な限り余白を設けたうえで、「eL-QR」の表示を推奨
- ③ 納入済通知書表面に「eL番号（案件特定キー等）」が印字されていること（必須。ただし原符および領収書への記載は推奨）
- ④ 上記以外の点については、従前の基準どおりに作成されていること（ただし、3票の構成を満たしていること（※））
 - ※ QR様式（カク公）は、ゆうちょ銀行（郵便局含む。以下同様）以外の全国の金融機関窓口での受付を新たに可能とすることから、3票式とするただし、現在使用している2票式のカク公帳票を継続使用する（QRコードを付与しない）ことも可能（ゆうちょ銀行の窓口、ATMは従前どおり利用可能）
 - ※ ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき、従前どおりカク公処理を行う（QR処理は行わない）この場合、ゆうちょ銀行においては、「振替込請求書兼受領証（金融機関）」部（2票目）を領収証書として取り扱う（3票目は処理を行わずに納税者に返却する）（ゆうちょ銀行以外の金融機関においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合は、QRコードにより処理を行う）

注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合は、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

例：MPN標準帳票 ※ MPN 標準帳票の作成基準につき、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。



【別紙1】QR様式（カク公）作成基準②

例：MT帳票


27	東京MT	払込取扱票(振込通知書)公	001904	969901	001904	969901
001904	969901	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社ABC	大手町	2457	
34	260018003900100000002457200000AFHJKLPTV					
39X** - #0123456789AFHJKLPTV** - #0123456789AFH						
③	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎
	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123
	右側破線部 から35mm	帳票下端 から20mm	eL-QR			

例：DT帳票

42	東京DT	払込取扱票(振込通知書)公	001904	969901	001904	969901
001904	969901	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社ABC	大手町	2457	
30	24314	0412345678901	698765432109			
	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎
	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123
	右側破線部 から35mm	帳票下端 から20mm	eL-QR			

【別紙1】QR様式（カク公）作成基準③

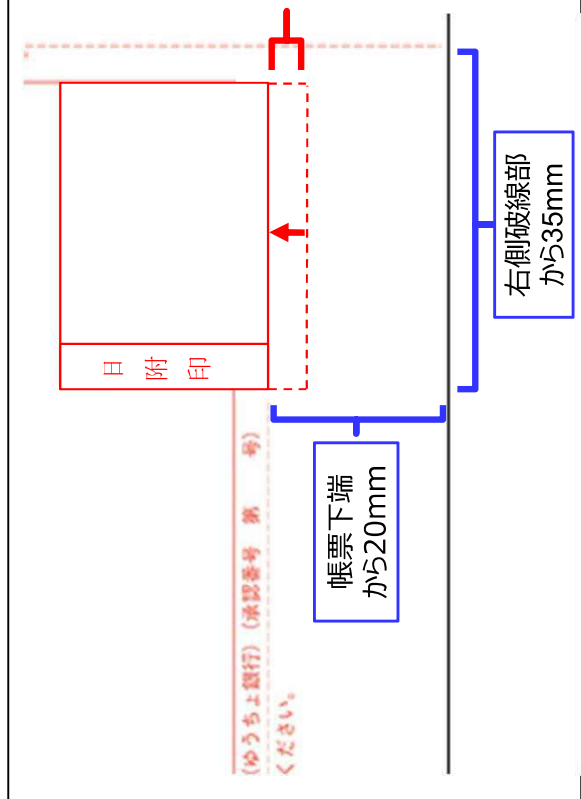
例：一般帳票

07		払込取扱票(振込通知書)  公		払込金 加入者負担		001904		969901		23578	
株式会社ゆうちょ銀行 公金用		株式会社ABC 大手町		eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	
株式会社ゆうちょ銀行 公金用		株式会社ABC 大手町		eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	
001904		969901		23578		100-8793		100-8793		100-8793	
株式会社ゆうちょ銀行 公金用		株式会社ABC 大手町		eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	
001904		969901		23578		100-8793		100-8793		100-8793	
株式会社ゆうちょ銀行 公金用		株式会社ABC 大手町		eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎		100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 送金 太郎	

①

③

②



日付印枠の下端を
4mm上部に移動

帳票下端
から20mm

右側破線部
から35mm

【別紙2】QR様式（マル公）作成基準①

○ MPN標準帳票準拠帳票、既存のマル公帳票、地方団体独自帳票については、別表の基準を満たしていること

例：MPN標準帳票準拠帳票（公金QR様式）

The diagram shows a public fund QR receipt form with the following fields and callouts:

- 3**: 公 (Public)
- 4**: 納入済通知書 (Paid Receipt)
- 5**: 納付金額 (Payment Amount)
- 6**: 納付者住所氏名 (Payee Name and Address)
- 7**: 納付区分 (Payment Category)
- 8**: 納付金額 (Payment Amount)
- 9**: eL番号 (eL Number)
- 10**: 領収証書 (Receipt Certificate)

The form includes a QR code, an eL number (12345-1234567890-1234567890-123456-123), and a QR code for eL-QR. The form is divided into three sections: 納付者住所氏名 (Payee Name and Address), 納付金額 (Payment Amount), and 領収証書 (Receipt Certificate).

【別紙2】QR様式（マル公）作成基準② 別表

項番	項目	QR様式（マル公）の作成基準	（参考）QR様式以外のマル公様式の作成基準
①	QRコード等	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 納入済通知書表面に「eLマーク」の記載を推奨 <ul style="list-style-type: none"> ※ 刷色・文字フォントは任意 ㊧ 納入済通知書表面に、地方税統一QRコードが印字されていること <ul style="list-style-type: none"> ※ QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨 ※ 「eL-QR」の表示を推奨（刷色・文字フォントは任意） ㊨ 納入済通知書表面に、「eL番号（案件特定キー等）」が印字されていること <ul style="list-style-type: none"> ※ 刷色・文字フォントは任意 	-
②	納付書の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・3票式であること ・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・3票式であること ・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること
③	マル公の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・各表題部の先頭または後方に表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・各表題部の先頭または後方に表示
④	加入者名	<ul style="list-style-type: none"> ・各票上部に、口座番号・加入者名欄を隣接して設欄（既存納付書において欄がない場合は、設欄不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇市会計管理者」のように、口座名称を表示 ・各票上部に、口座番号欄・加入者名欄を隣接して設欄
⑤	口座番号		
⑥	払込人住所氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> ・払込人住所氏名欄を設欄（住所非表示の場合、氏名のみで可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・払込人住所氏名欄を設欄（住所非表示の場合、氏名のみで可）
⑦	金額欄	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄 	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄
⑧	日附印欄	<ul style="list-style-type: none"> ・各票下部に設欄（縦横30mm以上を推奨） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各票下部に設欄（縦横30mm以上を推奨）
⑨	公金取りまとめ店欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆうちよ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆうちよ銀行 大阪貯金事務センター」のように、自治体の所在する地域を受け持つ貯金事務センター名を表示
⑩	保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関（郵便局）保管」、「市町村保管」のように表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関（郵便局）保管」、「市町村保管」のように表示
⑪	納付場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」等（審査時はネガティブチェックのみ） ・ペイジーマークは表示不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書に、払込み等が可能な取扱店の範囲を、「近畿2府4県のゆうちよ銀行または郵便局」のように表示 ・ペイジーマークは表示不可
⑫	その他 [※] （準拠帳票を想定）	<ul style="list-style-type: none"> ・払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため） ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため） ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため） ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること ・納入済通知書下部（クリアゾーン）に「ATM読取不可」等の注意文言を表示

※ ⑫準拠帳票での表示不可事項は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。

注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

お問い合わせ先

納付書の作成基準等に関する疑問点等は、Q&Aをご参照ください
Q&Aをご確認いただいても解決しない場合は、下表のお問い合わせ先にご連絡ください

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
納付書作成基準の内、 ①「eLマーク」、②「eL番号（案件特定キー等）」、 ③「eL-QR」の表示、④「地方税統一QRコードの規格」 に関するお問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「MPN標準帳票」、「MPN標準帳票準拠帳票」 に関するお問い合わせ	日本マルチペイメントネットワーク運営機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」 に関するお問い合わせ	『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』に 関しては、次のURLをご参照ください https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html お問い合わせにつきましては、契約先(または契約予定の)収 納代行事業者、収納代行事業者を介さずにコンビニエンス ストアチェーンと直接契約(または契約予定) の場合はコンビニエ ンスストアチェーンまでお願いいたします
上記以外の納付書の作成基準に関するお問い合わせ	ゆうちよ銀行貯金事務センターにお問合せください
その他、地方税統一QRコードの制度面等に関する全般の お問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください

地方税統一QRコード納付書の様式審査申請手順 【地方団体向け】

2022年3月31日
株式会社ゆうちょ銀行
事務部門 事務統括部

地方税統一QRコード納付書の様式審査の概要

全国の金融機関等の窓口において、税公金の収納事務が円滑に行えるよう、当行において地方団体で作成されたQRコード付き納付書が、「地方税統一QRコード納付書の作成基準」に則り作成されていることを、様式審査等で確認させていただきます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 短時間で効率的に様式審査を行うため、**すでに当行において公金収納を行っている様式で、既存様式との変更点が地方税統一QRコードの印字のみの場合は、様式審査を省略いたします。**

※ 様式作成基準を満たしていない場合、ゆうちょ銀行・郵便局窓口で公金収納をお断りする場合がございますので、地方団体におかれましては様式作成基準を満たしていることをご確認をお願いいたします。

※ 様式審査を省略した場合であっても、様式見本品の提出をお願いいたします。

既存の納付書様式	既存様式で変更点がQRコードの印字のみ	左記以外（新規作成・様式変更）
カク公	（様式審査不要）読み取りテストのみ	様式審査 + 読み取りテスト
マル公	（様式審査不要）読み取りテストのみ	様式審査 + 読み取りテスト
地方団体独自帳票 （マル公・カク公以外の帳票）		

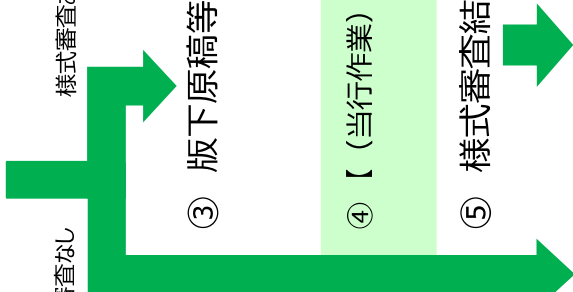
- 当行において、様式審査体制等を整備・構築するにあたり、地方団体からの様式審査依頼件数・時期を把握する必要があることから、**すべての地方団体様において、「地方税統一QRコード様式 審査申請書」の提出をお願いいたします。**
- 当行における様式審査・読み取りテストは、次の観点で実施しますのでご了承ください。

既存の納付書様式	様式審査	読み取りテスト※
カク公	様式作成基準に則り作成されていること	当行の窓口端末機等の機械処理（カク公処理）が問題なく実施できること
マル公	様式作成基準に則り作成されていること	当行の貯金事務センターに設置している高速スキャナでQRコードが認識できること
地方団体独自帳票 （マル公・カク公以外の帳票）		

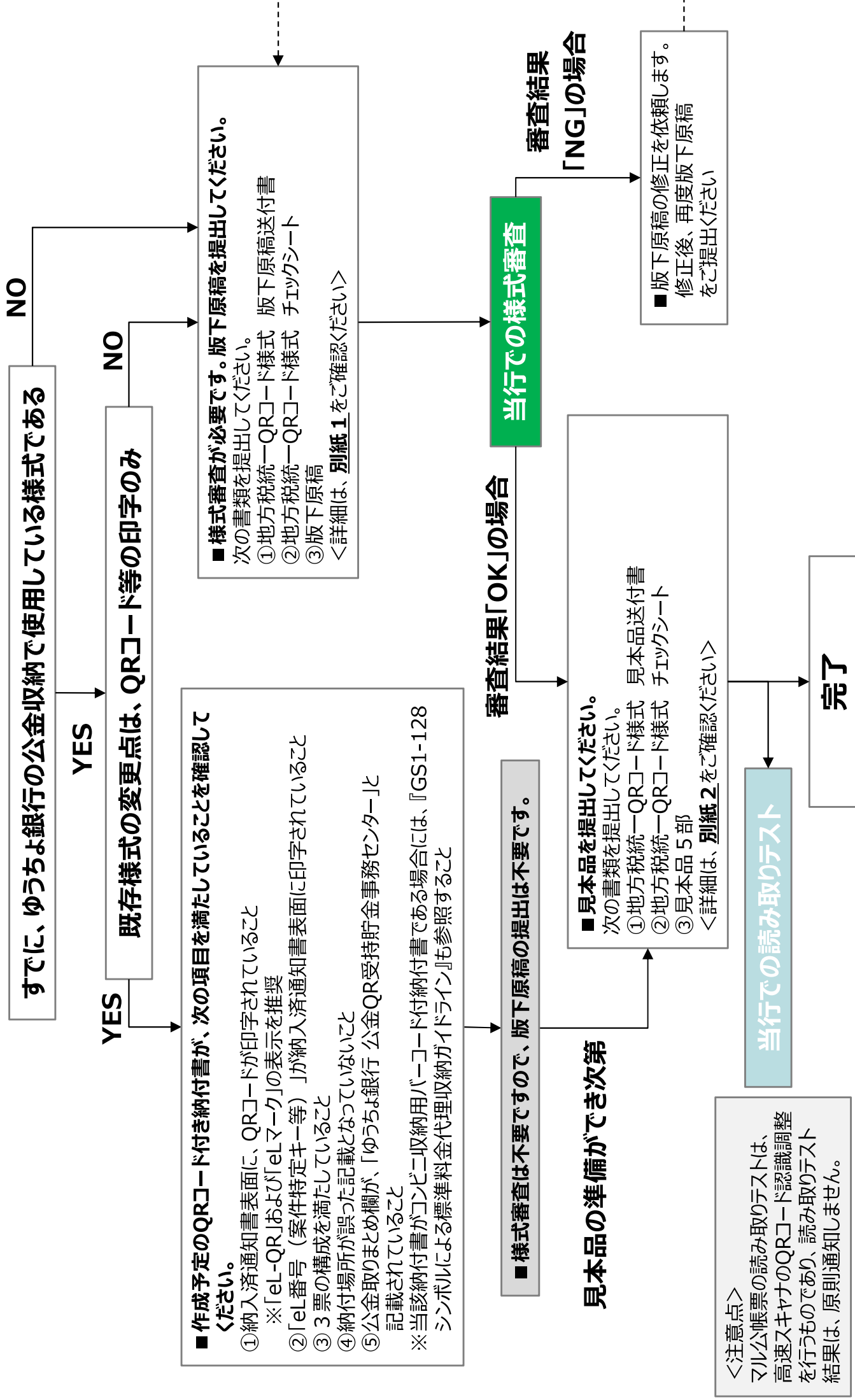
※ 当行における読み取りテストは、QRコードの読み取りテスト（QRコードの規格が正しいこと等の確認）ではありません。

納付書の審査申請の流れ

地方税統一QRコード納付書の審査申請の流れは、下表のとおりです。

様式審査申請手順	ご対応頂きたい内容	提出期限
① 様式審査申請フローのご確認	<ul style="list-style-type: none"> 作成いただく納付書の種類に応じて、「カク公帳票」または「マル公帳票（地方団体独自帳票を含む）」の様式審査申請フローをご確認ください。 	—
② 様式審査申請書のご提出 	<ul style="list-style-type: none"> すべての地方団体において、上記確認結果をもとに様式審査申請書を作成いただき、電子メールで当行貯金事務センターにご提出ください。 ご提出いただいた後、カク公の様式審査が必要となる場合は、当行から版下データをお送りします。 様式審査が必要な版下原稿（カク公の場合は、試験品）について、版下原稿送付書・様式チェックシートを作成いただき、当行貯金事務センターに電子メールまたは郵送でご提出ください。 	2022年4月末 2022年8月末（※）
④ 【（当行作業）様式審査】	<ul style="list-style-type: none"> 様式基準に従い、当行で審査を行います。（通常約1か月程度） 調整が必要な場合は、申請書に記載いただいた連絡先にご連絡いたします。 	—
⑤ 様式審査結果の受領	<ul style="list-style-type: none"> 様式審査の結果を、ご連絡いたします。結果を受領次第、様式見本品のご提出準備をお願いします。 	—
⑥ 見本品のご提出	<ul style="list-style-type: none"> 見本品について、見本品送付書・様式チェックシートを作成いただき、当行貯金事務センターに郵送でご提出ください。 	2022年10月末（※）
⑦ 【（当行作業）読み取りテスト】	<ul style="list-style-type: none"> 当行機器にて、読み取りテストを実施します。 調整が必要となった場合は、申請書に記載いただいた連絡先にご連絡いたします。 	—
⑧ 読み取りテスト結果の受領 （カク公帳票に限る）	<ul style="list-style-type: none"> カク公帳票に限り、読み取りテスト結果をご連絡いたします。 	—

※ 提出期限に関わらず、お早めにご提出くださいますようお願いいたします。



- 各地方団体の様式審査依頼件数・依頼時期等を把握するため、「地方税統一QRコード様式 審査申請書」に必要事項をご入力の上、ご提出ください。

【提出物】

地方税統一QRコード様式 審査申請書

【提出方法】

原則、電子メール

※メール件名は、「【△△県●●市】地方税統一QRコード様式審査申請書」としてください。

※電子メールが不可の場合は、郵送でご提出ください。

※送付先メールアドレスまたは郵送先住所は、**別紙3**をご確認ください。

【提出期限】

2022年4月末まで

【別紙1】版下原稿（試験品）の提出方法

- 「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」を記入いただき、版下原稿（試験品）とあわせて、電子メールまたは郵送でご提出ください。

【提出物】

- ① 地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書
 - ② 地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③ 版下原稿（マル公の場合）または試験品（カク公の場合）
- ※ すでに当行における公金収納で使用している様式の場合は、既存様式（旧様式）をあわせてご提出ください

【提出方法】

電子メールまたは郵送

- ※ 電子メールの場合、メール件名は、「【△△県●●市】地方税統一QRコード様式版下原稿送付書」としてください
- ※ 送付先メールアドレスまたは郵送先住所は、別紙3をご確認ください。

【提出期限】

- 2022年8月末までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。
- ※ 上記期限までのご提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の2か月前までにご提出ください。
- ※ 提出期限に関わらず、提出可能な様式は、お早めのご提出にご協力をお願いいたします。

【様式審査に要する期間】

- 版下原稿（試験品）受領後、1か月程度を目安に結果を通知する予定です。
- ※ 審査依頼の集中等により、結果通知が遅る倒しとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 「**地方税統一QRコード様式 見本品送付書**」を記入いただき、見本品とあわせて郵送でご提出ください。

【提出物】

- ① 地方税統一QRコード様式 見本品送付書
- ② 地方税統一QRコード様式 チェックシート
- ③ 見本品 5部（1帳票につき5部ご提出ください）

※ 既存様式との変更点がQRコードの有無のみの場合で、版下原稿（試験品）をご提出いただいていない場合は、既存様式（旧様式）をあわせてご提出ください。

【提出方法】

郵送

※ 郵送先住所は、**別紙3**をご確認ください。

【提出期限】

2022年10月末までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※ **上記期限までのご提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の1か月前までにご提出ください。**

※ 提出期限に関わらず、提出可能な様式は、お早めのご提出にご協力をお願いいたします。

【読み取りテストに要する期間】

見本品受領後、1か月程度を目安に結果を通知する予定です。（カク公帳票に限る）

※ 見本品送付時期の集中等により、結果通知が後ろ倒しとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

【別紙3】版下原稿・見本品の提出先

- ・ 版下原稿（試験品）および見本品の提出先は次表のとおりです。
- ・ 「地方税統一QRコード様式 審査申請書」は、地方団体が所在する都道府県を所管する貯金事務センターにご提出ください。
- ・ カク公QR帳票は、利用サービス（MPN・MT・DT・一般）により提出先が異なりますので、ご注意ください。
- ※ 電子メールで提出される場合は、メールを送付した旨をお電話にてご連絡くださいませう、お願いいたします。

地方団体の所在する都道府県		貯金事務センター						
マル公（地方団体独自帳票を含む）	カク公（一般）	カク公（MT、DT、MPN）	所管事務センター	郵便番号	住所	担当課	e-mailアドレス	電話番号
北海道	-	-	小樽貯金事務センター					
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	-	-	仙台貯金事務センター					
神奈川県、山梨県	-	-	横浜貯金事務センター					
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都	※東日本地域	全国	東京貯金事務センター					
新潟県、長野県	-	-	長野貯金事務センター					
富山県、石川県、福井県	-	-	金沢貯金事務センター					
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	-	-	名古屋貯金事務センター					
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	※西日本地域	-	大阪貯金事務センター					
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	-	-	広島貯金事務センター					
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	-	-	徳島貯金事務センター					
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	-	-	福岡貯金事務センター					

各貯金事務センターの住所等は地方団体に個別に開示

※ 東日本地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県

※ 西日本地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

地方税統一QRコード納付書の作成基準に関するQ&A

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
1	カク公 マル公	「eLマーク」の表示	「納入済通知書表面に『eLマーク』の記載を推奨（刷色・文字フォントは任意）」とのことですが、「eLマーク」の大きさに決まりはありますか。また、印刷する場所に指定はありますか。	「eLマーク」の印刷サイズに制約はありませんので、納税者が識別可能な範囲で表示してください。なお、識別の容易さの観点から、カク公やマル公のマークのサイズを参考にさせていただくことが望ましいと考えます。表示する場所は、済通片のタイトル部分としています。また、印刷の際に、各帳票において定められる余白を確保するように、ご注意ください。	
2	カク公	QRコードの印字	カク公帳票について、「納入済通知書表面（払込取扱票部）の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること（QRコードの周囲に可能な限り余白を設けようとして、『eL-QR』の表示を推奨）」とのことですが、QRコードのマーゼンエリアも含めて印字する必要がありますか。それとも、QRコードが当該基準の範囲内に印字されていれば、問題ないですか。	QRコードのマーゼンエリアは、確保いただく必要があります。なお、QRコードのマーゼンエリアとは、QRコードの周りにQRコードの4セル分の余白を確保することをいいます。1セルのサイズは、QRコード作成の際の設定により異なります。	
3	カク公	QRコードの印字	カク公帳票のQRコードの印字位置について、指定のエリア内であれば、右下でも左上でもどこでもよいですか。	指定のエリア内であれば、印字位置に制限はございません。ただし、右下端部は欠け等の恐れがあることから、左上部等を推奨します。	
4	カク公	「eL-QR」の表示	カク公帳票について、「QRコードの周囲に可能な限り余白を設けようとして、『eL-QR』の表示を推奨」とのことですが、「eL-QR」も右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に表示する必要がありますか。	ご認識のとおりです。なお、「eL-QR」表示とQRコードとの間にも、QRコードのマーゼンエリアを設ける必要があることにご注意ください。	
5	カク公 (マル公)	「eL番号」の表示	カク公帳票について、「納入済通知書表面に『eL番号（案件特定キー等）』が印字されていること（必須。ただし原符および領収書への記載は推奨。）」とのことですが、MPN標準帳票であれば納入済通知書への「eL番号」の表示は不要ですか。	「MPN標準帳票」および「MPN準拠帳票」の済通片においては、eL番号に相当する情報をMPNの納付番号欄等へ記載することから、「eL番号」の記載は不要です。 なお、MPN標準帳票、MPN準拠帳票上の納付番号等の各項目は、以下のとおり共通納税の案件特定キー等の各項目に対応しますが、納付書上の名称については、MPN標準帳票は納付番号等の名称のまま使用するものとされており、MPN準拠帳票は納付番号等の名称をそのまま使用することが可能（変更可）とされています。 【MPN標準帳票上の名称】 ⇔ 【共通納税用の項目】 ①【収納機関番号】 ⇔ 【共通納税機関コード】（5桁） ②【納付番号】 ⇔ 【案件特定キー】（20桁以内） ③【確認番号】 ⇔ 【確認番号】（6桁以内） ④【納付区分】 ⇔ 【税目・料金区分】（3桁）	
6	カク公 マル公	「eL番号」の表示	「eL番号」は、具体的にどのような番号を記載すればよいですか。	「eL番号」は、以下の番号です。 ①共通納税機関コード（収納機関番号）（5桁） ②案件特定キー（納付番号）（20桁以内） ③確認番号（6桁以内） ④税目・料金区分（納付区分）（3桁） ※詳細は、地方税共同機構が地方団体へ提供する仕様書等をご確認ください。	
7	カク公 マル公	「eL番号」の表示	「MPN標準帳票」または「MPN準拠帳票」以外の納付書の場合、「eL番号」は納入済通知書表面のどこに表示してもよいですか。	カク公の場合は、定められたクリアゾーン以外に表示してください。 マル公の場合は、表示場所に定めはございません。	
8	カク公	作成基準	カク公帳票について、「④上記以外の点については、従前の基準どりに作成されていること（ただし、3票の構成を満たしていること（※））」とのことですが、従来どりの作成基準とはどのような基準ですか。	「従来どりの作成基準」とは、貯金事務センターからお配りしている、帳票の作成基準を指します。なお、様式審査が必要となる申請をいただいた場合は、ゆうちょ銀行から作成基準および版下データを送付しますので、版下データに基づき作成してください。	
9	カク公	3票式の構成	現在、2票式のカク公を利用しているが、なぜ3票式への変更が必要となるのですか。様式を変更した場合、ゆうちょ銀行での取扱方法に変更はありますか。	ゆうちょ銀行での取り扱いに変更はありません。 カク公は、郵便振替の用紙であるため、もともと2票式の帳票として規格・サイズをゆうちょ銀行が定めており、ゆうちょ銀行・郵便局窓口・ATMで機械処理を行っていることから、2票のうち払込取扱票部（納入済通知書の部分）をゆうちょ銀行控、払込金受領証部（原符の部分）に領収印を印字のうえ、お客さま控として納税者に返却しております。 ※カク公帳票の「原符兼払込金受領書」部分の右側には、「郵便局でお支払いの場合は、左側2枚のみをお出ください」と注意書きを印字しておりますので、納税者が領収証書部を提出された場合は特段の処理を行わずに返却しております。 一方、MPN様式のようにゆうちょ銀行以外の金融機関窓口でも受け付け可能なカク公帳票は、現在でも3票式で作成されております。そのため、ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の金融機関では「領収書」に該当する部分が異なっております。 上記の点を踏まえ、公金QR様式（カク公）は、ゆうちょ銀行では2票式で受け付け可能ではあるものの、全国の金融機関窓口で受け付け可能とすることを考慮すると、3票式とした方が望ましいと考え、基準を策定しております。	
10	カク公 マル公	3票式の構成	軽自動車税等で「3票式 + 納税証明書」を使用する場合、様式審査の対象は「3票」部分のみとの理解でよいですか。	ご認識のとおり、審査は3票（済通、原符、領収証書）に対して実施します。なお、様式見本品をご提出いただく場合は、納税証明書の添付をお願いします。	
11	マル公	圧着式納付書	圧着式（メールシール型）の納付書の場合についても、マル公QR様式の基準に沿って作成すればよいですか。版下データやサンプルがあれば、提示いただきたいです。	ご認識のとおり、圧着式（メールシール型）の納付書の場合、マル公QR様式の基準で作成をお願いします。既存のマル公帳票は、多種多様な様式があり、すべてのサンプルをお示しすることは難しいため、様式基準の記載例を参考に、マル公QR様式の作成基準に則り作成をお願いします。	
12	カク公 マル公	バーコード付き納付書	当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、「『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること」とのことだが、当該ガイドラインの詳細が確認したいです。	『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』は、次のURLをご参照ください。 https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
13	カク公	日附印欄の変更	カク公帳票の内、一般帳票について、 ①「日付印枠の下端を4mm上部に移動」とあるが、これは必須ですか。 ②MPN標準帳票・MT帳票・DT帳票は、日付印欄を変更する必要はないという認識でよいですか。 ③QRコードに対応しない一般帳票の場合、払込取扱票の「日付印枠の下端を4mm上部に移動」する変更も、実施する必要はないという理解でよいですか。 ④「日付印枠の下端を4mm上部に移動」とありますが、その分上端に4mm移動させてもよいですか。	①QRコードを日附印の枠にかからないように印刷することが可能であれば、修正いただく必要はありません。QRコードが日附印の枠にかかる場合は、QRコード不読の要因となりますので、日附印の枠を基準のとおり修正してください。 ②MPN標準帳票・MT帳票・DT帳票は、変更する必要はございません。 ③QRコードに対応しない納付書の場合は、変更する必要はありませんが、今後QRコードを印字する可能性がある場合は、変更いただくことを推奨します。 ④ゆうちょ銀行側のシステム影響（読み取り不可）があるため、カク公の一般帳票の日付印枠の上端の位置は変更できません。ご理解いただきますよう、お願いいたします。	
14	マル公	QRコードの印字	マル公帳票について、「QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨」とのことですが、カク公と同様の印字位置に印字できない場合は、適宜の場所にQRコードを印字してよいですか。	カク公と同様の印字位置に印字できない場合は、適宜の場所にQRコードを印字いただいても構いません。	
15	マル公	QRコードの印字	マル公のQRコードの印字について、納入済通知書表面に必ず印字する必要がありますか。原符に印字してもよいですか。	原符にQRコードを印字された場合、公金QR処理を行うことができませんので、ゆうちょ銀行・郵便局では受け付けをお断りいたします。 一般的に、原符は受け付けた金融機関の本店支店控として保管しており、後方でQR処理を行う金融機関にとっては、混乱要因に繋がります。したがって、納入済通知書表面にQRコードを印字いただくようお願いいたします。	
16	カク公 マル公	QRコードの印字	QRコードの印字位置を明確にするために、QRコードの周りに点線等での枠を表示しても問題ないですか。（枠内に「eL-QR」の表示も行い、QRコードの印字箇所の判断を行いやすくしたいです）	QRコードの読み取りに支障がなく（マージンエリアが確保されており）、かつ様式作成基準を満たしているのであれば、問題ありません。	
17	マル公	納付書の構成	マル公帳票について、納付書の構成は左から「済通」、「原符」、「領収証書」とする必要がありますか。	金融機関としては、納付書の並び（左から済通、原符、領収証書等）が統一されている方がオペレーションミスが発生しにくく、結果として納税者、地方団体にご迷惑をお掛けすることも減少すると思いますので可能な限り、統一をお願いします。 なお、統一が困難である場合は、すでにお使いの帳票から並びを変更いただくことなく問題ありません。	
18	マル公	加入者名・口座番号の表示	マル公帳票について、「各票上部に口座番号・加入者名欄を隣接して設備（既存納付書において欄がない場合は設備不要）」とのことですが、既存帳票に口座番号・加入者名欄がある場合は設備が必須ですか。	既存帳票に設備されている場合は、設備をお願いします。 なお、QRコードを印字しない帳票で、ゆうちょ銀行・郵便局で受付を行う場合は、口座番号・加入者名の表示は必須です。	
19	マル公	公金取りまとめ店欄の表示	マル公帳票について、公金取りまとめ店欄に「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示、とありますが、QRコードを印字しないマル公帳票にも、「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と印字してよいですか。 また、郵便番号の表示は不要という理解でよいですか。	QRコードを印字しない既存のマル公帳票については、従来どおり、貯金事務センター名を記載してください。 QRコードが印刷されたマル公納付書と、印字されていないマル公納付書では、金融機関側では処理方式が大きく異なるため、納付書の基準は、QRコードの有無で明確に違いを設けているものですので、ご理解願います。 また、郵便番号の表示は不要です。	
20	マル公	納付場所の表示	マル公帳票について、「『全国の地方税統一QRコード対応金融機関』等を表示」とありますが、どこに記載すればよいか。	表示場所に指定はございません。 納付書の裏面など、現状納付場所が記載されている場所に表示いただくことを想定しています。	
21	マル公	払込ID番号及び番号枠	マル公帳票について、「払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため）」とのことですが、既存帳票に表示されている場合は印刷してもよいですか。	マル公の様式基準で不可としているのは、納付書左上部の払込IDです。 カク公様式（MPN・MT・DT・一般）は左上部の払込IDの設備を必須としています。マル公帳票では一切表示を認めておりません。 ご質問は、左中段部のMTIDに該当する箇所（OCRラインの先頭に設定する箇所）のことと推測しますが、マル公帳票で使用される場合は、従前どおり設備いただいても問題ありません。（カク公では、「MPN・MT」帳票のみ設備いただいております）	
22	マル公	納付書の刷色	マル公帳票について、「刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること」とあるが、既存帳票が赤を使用している場合、変更する必要がありますか。	マル公払込書の刷色は、カク公払込書との差別化を図るため可能な限り「赤」、「青」および「黒」以外の色をご使用ください。 既存帳票からの変更が困難な場合は、既存の刷色でも構いません。	
23	マル公	「ATM読取不可」の文言	マル公帳票について、QR様式の作成基準に「ATM読取不可」の文言表示の記載がありませんが、QRコードを印字する場合は「ATM読取不可」の文言表示はせず、QRコードが印字されない場合は文言表示が必要という理解でよいですか。	ご認識のとおりです。 マル公の公金QR様式については、「ATM読取不可」の文言は不要です。 QRコードが印字されないマル公帳票は、「ATM読取不可」の文言を記載してください。	
24	カク公 マル公	住所氏名欄	現在、納付書に住所を印字していないのですが、氏名のみ記載で問題ないですか。	住所非表示の様式は、QRコードの追加後も氏名のみ表示で問題ありません。	
25	カク公 マル公	地方団体独自帳票の取扱い	ゆうちょ銀行で地方団体独自帳票（マル公でもカク公でもない帳票）を取り扱うためには、「QR様式（マル公）作成基準」に準拠して承認を受ける（マル公帳票となる）必要がある、という認識でよいですか。 つまり、地方税統一QRコードが印字されていても、カク公・マル公以外の納付書は取り扱ってもらえないということか。	ご認識のとおりです。 金融機関窓口での受付時のオペレーションミスにより、納税者・地方団体にご迷惑をお掛けすることを防ぐため、様式基準に則ったものとしていただきますよう、ご協力をお願いします。	
26	カク公 マル公	納付書の作成タイミング	QR様式の作成基準で承認された帳票を令和4年度中に使用した場合（QRコードは印刷しません）は、従来のカク公・マル公と同様の範囲で取り扱ってもらえるという認識でよいですか。	本様式基準は、QR様式の作成基準です。 令和4年度中に使用されるものは、現在の様式基準で作成をお願いします。	
27	マル公	MPN標準帳票準拠帳票	「MPN標準帳票準拠帳票」とは、どのような帳票でしょうか。MPN標準様式に準拠するので、他のマル公様式とは基準が異なるのでしょうか。また、QRコードの位置や領収日付印の位置等についてもMPN様式に準拠する整理となるのでしょうか。	MPN準拠帳票は、MPN標準帳票の仕様から「ペイジーマーク、払込ID」を使用せず、マル公作成基準（印字項目の追加（日附印欄、公金取りまとめ店舗、保管場所、納付場所）、刷色の指定）を満たすものです。 MPN標準帳票に準拠したマル公帳票ですので、当該様式を作成される場合は、QRコードの印字位置や日付印欄の位置は可能な限り、統一いただくものと認識しております。 MPN標準帳票に準拠した帳票については、これまで総務省をはじめ、MPN推進協議会、MPN運営機構含め関係団体が推進されてきたものと認識しております。	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
28	マル公	ペイジーマークの表示	既存のマル公帳票でペイジーマークを表示している様式（ゆうちょ銀行以外の金融機関でペイジー処理を可能としている様式）がありますが、この場合でもペイジーマークは表示不可となりますか。	既存マル公様式でペイジーマークを表示している場合は、表示しても構いません。 2023年4月以降も、ゆうちょ銀行以外の金融機関でペイジー処理を可能とする場合は、MPNの標準帳票ガイドラインに従いペイジーマークを表示してください。	
29	カク公	ゆうちょ銀行のカク公処理	ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき従前どおりカク公処理を行う（QR処理は行わない）とのことですが、QR処理を行ってもらう方法はないのでしょうか。	カク公帳票をマル公帳票に変更いただければ、ゆうちょ銀行・郵便局において公金QR処理は可能です。 ただし、この場合、ATM等での受付やペイジー処理はできませんのでご承知ください。 また、マル公として様式審査が必要です。	
30	マル公	ゆうちょ銀行の取扱い	マル公帳票を様式作成基準どおりに作成すれば、2023年4月から全国のゆうちょ銀行・郵便局で、公金QRの処理が可能になるとの理解でよいですか。	2023年5月から、全国のゆうちょ銀行・郵便局で、公金QR処理を開始いたします。 なお、2023年4月から公金QR処理開始までは、従来どおりの処理（収納代理金融機関の処理）を行います。	
31	マル公	ゆうちょ銀行の取扱い	マル公QR様式として納付書を作成した場合、QRコードが読み取りできない場合は、地方団体の収納代理金融機関として（従前のマル公処理）を行ってもらうことは可能ですか。	QRコードの読み取りができない場合は、納付書記載の案件特定キー等の情報により、MPN一括伝送データの作成を行う予定です。（マル公処理は行いません）	
32	カク公 マル公	様式基準	今回提示の資料は、「地方税統一QRコード様式の作成基準」であり、既存のカク公様式・マル公様式の審査基準に変更はないという理解でよいですか。	ご認識のとおりです。 既存のマル公・カク公様式の作成基準に、変更はありません。	
33	マル公	公金取りまとめ店欄、納付場所等の印刷	QR様式（マル公）作成基準について、QR様式、QR様式以外の用紙を2種類用意して使い分ける必要があり、システム印刷・プリンタの特性を踏まえ、運用上対応ができない場合、次の対応は可能ですか。 項番㊟：公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」などと用紙に刷込印刷することは可能ですか。 項番㊠：納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」といった趣旨の統一的文言として用紙に刷込印刷することは可能ですか。 納付場所に関する統一的文言の詳細の内容は自治体様にご意見を伺うといった調整も必要になると考えます。 項番㊡：その他（納入済通知書下部（クリアゾーン）に「A T M 読取不可」等の注意 文言を表示） 「QRコードが印刷されている場合は A T M 読取不可」等の注意文言として用紙に刷込印刷することは可能ですか。	納付書を受け付ける金融機関側の事情を鑑みれば、原則、QR様式とQR以外の様式は明確に使い分けて運用（納付書発行）をいただきたいところです。また、任意税目についても可能な限りQR対応を行って頂きたいとの考えがございます。 ただし、上記運用が困難な特別な事情がある場合、マル公については、QR様式とQR以外の様式それぞれの基準を満たすように、下記のとおりQR様式とQR以外の様式の注意事項を書き分けて作成いただくことを可能とします。 項番㊟：公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 * * 貯金事務センター」等のように書き分けて表示することも可とします。 項番㊠：納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」のように書き分けて表示することを可とします。 項番㊡：その他 「A T M 読取不可」等の注意文言は表示不要とします。	

地方税統一QRコード納付書の様式審査申請手順に関するQ&A

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
1	マル公 カク公	審査対象の 確認	新たに作成する公金QR様式について、既存のマル公・カク公様式と比べて、変更点はQRコードのみですが、その場合様式審査は不要との理解でよいですか。	既存様式から変更がなく、QRコードの印字のみ [※] の場合は、次の事項をご確認いただき、満たしていることが確認できる場合は、様式審査を不要（版下原稿や試験品の提出不要）とします。 なお、見本品については、読み取り機器等でのテストを行いますのでご提出をお願いします。 <カク公> ①納入済通知書表面に、QRコードが指定枠内に印字されていること ※「eL-QR」および「eLマーク」の表示を推奨 ②「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること ③3票の構成を満たしていること ④納付場所が誤った記載となっていないこと ※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』（下記URL）も参照すること https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html <マル公> ①納入済通知書表面に、QRコードが印字されていること ※「eL-QR」および「eLマーク」の表示を推奨 ②「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること ③3票の構成を満たしていること ④納付場所が誤った記載となっていないこと ⑤公金取りまとめ欄に「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と記載されていること ※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』（下記URL）も参照すること https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html 注：カク公一般帳票で「日付印枠の下端を4mm上端に移動」は既存様式から変更がないものと判断して構いません。	
2	マル公	審査対象の 確認	マル公QR様式について、QRコードの追加に伴い、一部用紙校正等のレイアウト変更を行う必要があるのですが、様式基準を満たしていれば審査は不要との理解でよいですか。	現在、ゆうちょ銀行において公金収納を行っているマル公様式であれば、次の場合は審査不要（パターン①に区分可能）です。 ・項番1の項目を除き、既存様式と新様式との出力・印字項目に差異がなく、レイアウトの変更のみの場合	
3	マル公 カク公	審査期間	版下原稿（試験品）の審査を申請してから、どのくらいで回答がもえますか。	版下原稿（試験品）受領後、1か月程度を目安に結果を通知する予定です。 地方団体にて版下原稿の修正が可能な期限の2か月程度前までには申請を行っていただきますよう、お願いいたします。 すべての地方団体からの申請が特定の時期に集中する等により、審査にお時間を要する場合がございますので、大変恐れ入りますが、早期申請にご協力をお願いいたします。	
4	マル公 カク公	読み取りテスト	指定金融機関や他の収納代理金融機関等との読み取りテストは、別に行う必要がありますか。	他の金融機関様におけるテスト要否等に関しては、お手数ですが、指定金融機関様にご確認をお願いします。	
5	マル公 カク公	見本品の提出	公金QR様式の見本品を提出する際は、何部提出が必要ですか。	カク公・マル公いずれの場合も、見本品は1帳票につき5部提出をお願いいたします。	
6	マル公 カク公	審査申請書の提出先	「すべての地方団体において、「地方税統一QRコード様式 審査申請書」の提出をお願いします」とのことですが、カク公とマル公の両方の納付書を作成している場合、どこの貯金事務センターに提出すればよいですか。	カク公・マル公の混在に関わらず、地方団体が所在する都道府県を所管する貯金事務センターにご提出をお願いします。 なお、あて先メールアドレス等は、「地方税統一QRコード納付書の様式審査申請手順」別紙3をご確認ください。 ●小樽貯金事務センター －北海道 ●山台貯金事務センター －青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 ●横浜貯金事務センター －神奈川県、山梨県 ●東京貯金事務センター －茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 ●長野貯金事務センター －新潟県、長野県 ●金沢貯金事務センター －富山県、石川県、福井県 ●名古屋貯金事務センター －岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ●大阪貯金事務センター －滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 ●広島貯金事務センター －鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 ●徳島貯金事務センター －徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ●福岡貯金事務センター －福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
7	カク公	試験品の提出	カク公で、既存でゆうちょ銀行で公金収納を行っている様式でない、かつ変更箇所がQRコード印字のみでない場合は「試験品」の提出が必要とのことですが、「試験品」とはどのようなものですか。また、「試験品」と「見本品」が同一の場合も、2回送付する必要がありますか。	ゆうちょ銀行から版下データを送付しますので、この版下をもとに作成した帳票（試験品）をご提出ください。また、「試験品」と「見本品」が同一の場合は、その旨を「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」の余白等に記載いただき、試験品（＝見本品）を5部送付してください。この場合、再度の見本品の提出は不要です。	
8	カク公 マル公	読み取りテスト	「当行における読み取りテストは、QRコードの読み取りテスト（QRコードの規格が正しいこと等の確認）ではありません。」とのことですが、QRコードの読み取りテストをお願いすることは可能ですか。	全国の地方団体の様式審査を円滑に行うため、QRコードの読み取りテストは対応いたしかねますので、ご理解をお願いします。	
9	カク公 マル公	版下原稿の提出	「2022年8月未だに版下原稿（カク公は試験品）の提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の2か月前までにご提出ください」とのことですが、様式の修正可能期限の2か月前までの提出も困難な場合は、どうすればよいですか。	可能な限り期限までにご提出をお願いします。なお、期限までのご提出が難しい場合は、送付先の貯金事務センターに個別にご相談ください。 おつて、納付書作成基準を満たしていない納付書を納税者に配布された場合、ゆうちょ銀行・郵便局では受け付けをお断りする場合がありますのでご了承ください。	
10	マル公	版下原稿の提出	版下原稿は、様式的设计資料を送付すればよいですか。それとも印刷業者で作成した版下が必要ですか。また、システム印字項目についても記載しておく必要がありますか。	様式作成基準どおり様式が作成されていることを確認することが目的のため、各基準に合致しているかどうかの確認が可能な原稿をご提出ください。システム印字を行う項目についても同様です。（版下原稿と別に設計資料を添付いただいても構いません）	

No	納付書種別	項目	ご質問事項	回答	備考
11	カク公 マル公	見本品の提出	「2022年10月末までに見本品の提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の1か月前までにはご提出ください」とのことですが、様式の修正可能期限の1か月前までの提出も困難な場合は、どうすればよいですか。	可能な限り期限までにご提出をお願いします。なお、期限までのご提出が難しい場合は、送付先の貯金事務センターに個別にご相談ください。 おって、特にカク公帳票は、様式作成基準とおりで作成されていない場合、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口端末機・ATMで取り扱いができないことがありますのでご了承ください。	
12	カク公 マル公	審査対象の確認	同一のレイアウトで複数の納付書を作成（税目名の違いなど）する場合でも、すべての納付書について、版下原稿（カク公は試験品）および見本品の提出が必要ですか。	同一のレイアウトで複数税目をご利用の場合は、1種類の提出で構いません。 「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」または「地方税統一QRコード様式 見本品送付書」の税目欄に該当の税目すべてにチェックしてください。	
13	マル公	結果通知	「読み取りテストの結果通知はカク公に限る」とありますが、マル公QR様式（地方団体独自帳票を含む）の読み取りテストの結果は、地方団体に通知されないのですか。	マル公QR様式の読み取りテストにおいては、QRコードの認識確認を実施する予定です。 定められたQRコード規格にて納付書に印字をいただければ、当該テストにおいて、QRコードが不読になる等の事象の発生は僅少と想定しておりますので、読み取りテストの結果通知を予定しておりません。 なお、読み取りテストにおいて不読等が発生した場合は、確認・修正等をいただく必要がございますので、地方団体に対してご連絡させていただく場合がございます。	
14	カク公 マル公	様式審査	地方税統一QRコードの活用に係る検討会（第4回）の中間取りまとめ資料にて、「各地方団体は、原則指定金融機関（少なくとも1金融機関）に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する。」とありましたが、ゆうちょ銀行での取り扱いを希望する場合は、ゆうちょ銀行での審査と読み取りテストが必須ということでしょうか。	ご認識のとおりです。全国の金融機関等の窓口において、税公金の収納事務が円滑に行えるよう、ゆうちょ銀行において、様式審査および読み取りテストを実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。	
15	カク公 マル公	様式審査	当市ではQRコードに対応する税目とそれ以外の税目とで、同じ様式を流用したいと考えています。地方税共同機構からは、共通納税システムで納付できる納付書にはeLマークを付するよう要請されており、eLマークの有無で2種類の様式を使い分けるところになりましたが、この場合、eLマーク有無の違いのみの2様式それぞれで審査を受ける必要はありますか。	QRコードが印字された納付書とQRが印字されていない納付書では、様式作成基準が異なりますので、それぞれの基準で納付書を作成いただきご提出をお願いします。	
16	カク公 マル公	QRコード	ゆうちょ銀行における読取テストについては、「ゆうちょ銀行様の窓口端末機等の機械処理（カク公処理）が問題なく実施できることの確認」とご記載がありますが、地方団体から送付する納付書のQRコードのデータの内容については、本番相当のデータに準じる必要がありますか。 （例えば、QRコードの設定値については、ALL 9などの便宜的なもので対応するなど）	マル公・カク公の見本品のQRコードの設定値については、地方税統一QRコードの規格を満たす設定値として頂きますようお願いいたします。（可能な限り本番相当のデータに準じて作成いただくことを想定しております。）	